

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29（2017）年 6 月
浜松学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	1 1
基準3 経営・管理と財務	4 5
基準4 自己点検・評価	6 2
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 . . .	6 7
基準A：特色のあるカリキュラム開発	6 7
基準B：国際化の推進	7 0
基準C：地域連携	7 3
V. エビデンス集一覧	7 6
エビデンス集（データ編）一覧	7 6
エビデンス集（資料編）一覧	7 8

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 浜松学院大学の建学の精神

浜松学院大学の開学の礎は、昭和8年廿日出彪（はつかで ひろし）によって創設された法人組織の興誠学園にある。その建学精神は、「興誠」即ち“誠を興す”ことである。その趣旨は、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」ことであり、誠による徳の教育である。「興誠」の二文字は、儒教の教えを記した中国の古典「中庸」の教えを基にしている。

興誠学園は高等教育の充実に寄与することを旨として、昭和26年4月には「浜松短期大学」を開校した。さらに、平成16年4月に「浜松学院大学（現代コミュニケーション学部）」を開校した。同時に「浜松短期大学」を「浜松学院大学短期大学部」に改称した。

大学の教育理念は、「高潔なる倫理観に立って、他を思いやることができる真に豊かな人間性を基礎に、変化に対応できる想像力と実践力を身につけた職業人を育成する」ことである。いわば実学を旨とする高等教育機関を目指している。

2. 浜松学院大学が目指す大学像

①責任ある自己実現と社会貢献の人づくり

産業や経済構造の変化と情報化や国際化が進む中であっても、本学は、真に豊かで成熟した民主主義社会を志向する人材を育成することを目指す。そのために学生が責任ある自己実現を図り、社会貢献の力を高めることができる学びと実践練磨の場を提供する。

②建学の精神である「誠を興す」を受け継ぎ、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」を兼備した人材を育成する

専門的実務能力「能く生きる」とは、高い専門性と逆境を乗り越えながら最後までやり抜く行動力と実践力である。共生協調能力「善く生きる」とは、他者との協調性や自己や他者との対話などのコミュニケーション能力のことである。

この理念を具現化するためには、地域社会と提携して、一人ひとりの学生が能動的な学び（アクティブ・ラーニング）を継続して行い、深い学びを積み上げることが必要である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

[学校法人の沿革]

昭和 8 年 11 月	財団法人興誠商業学校設立認可静岡県興誠商業学校設置
昭和 19 年 2 月	法人を財団法人興誠会と改組し、戦時措置令により興誠航空工業学校と改称
昭和 20 年 11 月	興誠航空工業学校を興誠中学校と改称
昭和 23 年 4 月	新学制施行により、興誠高等学校と改称し、興誠中学校併設
昭和 25 年 12 月	私立学校法制定により、財団法人興誠会を学校法人興誠学園に組織変更
昭和 26 年 4 月	浜松短期大学開学
昭和 27 年 4 月	興誠高等学校を興誠商業高等学校と改称 浜松短期大学を浜松商科短期大学と改称
昭和 36 年 3 月	高等学校併設中学校の生徒募集停止
昭和 36 年 4 月	浜松商科短期大学に商科第二部開設
昭和 40 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第二部を短期大学内に併設
昭和 41 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第一部を短期大学内に併設
昭和 42 年 4 月	浜松商科短期大学を浜松短期大学と改称 浜松短期大学に幼児教育科第一部・第二部開設
昭和 43 年 3 月	興誠商業高等学校併設中学校廃止
昭和 48 年 4 月	浜松短期大学付属住吉幼稚園開園 興誠商業高等学校を興誠高等学校と改称
昭和 52 年 4 月	浜松短期大学付属住吉幼稚園を浜松短期大学付属幼稚園と改称
昭和 61 年 4 月	浜松短期大学に英語科開設
平成 4 年 4 月	浜松短期大学幼児教育科第一部に保母課程(現保育士課程)開設
平成 7 年 4 月	興誠高等学校普通科男女共学実施
平成 8 年 4 月	興誠高等学校商業科生徒募集停止
平成 10 年 3 月	興誠高等学校商業科廃止
平成 14 年 4 月	浜松短期大学英語科を英語コミュニケーション科と改称
平成 15 年 3 月	浜松短期大学商科第二部廃科
平成 16 年 3 月	興誠中学校設置認可
平成 16 年 4 月	浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科募集停止 浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科を改組し、 浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科設立 浜松短期大学を浜松学院大学短期大学部と改称 興誠中学校開校 浜松短期大学付属幼稚園を浜松学院大学付属幼稚園と改称

浜松学院大学

平成 17 年 3 月	浜松学院大学短期大学部商科第一部・英語コミュニケーション科廃科
平成 18 年 4 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部募集停止
平成 19 年 3 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部廃科
平成 19 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科開設
平成 21 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科開設
平成 23 年 4 月	興誠高校・興誠中学を浜松学院高校・浜松学院中学校と改称 浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程開設 浜松学院大学付属愛野こども園開設
平成 25 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援学校教員養成課程開設

[浜松学院大学の沿革]

平成 16 年 4 月	現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科設立
平成 19 年 4 月	現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科開設 幼稚園教員養成課程・保育士養成課程設置
平成 19 年 10 月	文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム(日本語教員養成プログラム)」開講
平成 21 年 4 月	現代コミュニケーション学部地域共創学科開設 文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム(外国人支援リーダー養成プログラム)」開講
平成 23 年 4 月	現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程開設
平成 25 年 4 月	現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援教育教員養成課程開設
平成 26 年 3 月	経済産業省・DiCoRes プログラム 「社会人基礎力を育成する授業 30 選」に選出
平成 27 年 7 月	文部科学省・大学教育再生加速プログラム (AP) 「長期学外学修プログラム」に採択
平成 28 年 3 月	新体育館竣工

2. 本学の現況

①大学名

浜松学院大学

②所在地

〒432-8012 静岡県浜松市中区布橋三丁目2番3号

③学部の構成

現代コミュニケーション学部

ア 地域共創学科（入学定員 60 人）

イ 子どもコミュニケーション学科（入学定員 100 人）

④学生数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学生数 429 人（男性 174 人 女性 255 人）

ア 地域共創学科 114 人（単位：人）

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年		合 計	
性 別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人 数	20	9	11	13	11	8	25	17	67	47
合 計	29		24		19		42		114	

イ 子どもコミュニケーション学科 315 人（単位：人）

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年		合 計	
性 別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人 数	29	45	24	59	25	48	29	56	107	208
合 計	74		83		73		85		315	

⑤教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

教員数 77 人（専任教員 28 人 非常勤講師 49 人）（単位：人）

学 科	専任教員				非常勤講師	合 計
	教 授	准教授	講 師	助 教		
地域共創学科	8	2	1	0	20	31
子どもコミュニケーション学科	7	3	7	0	29	46
合 計	15	5	8	0	49	77

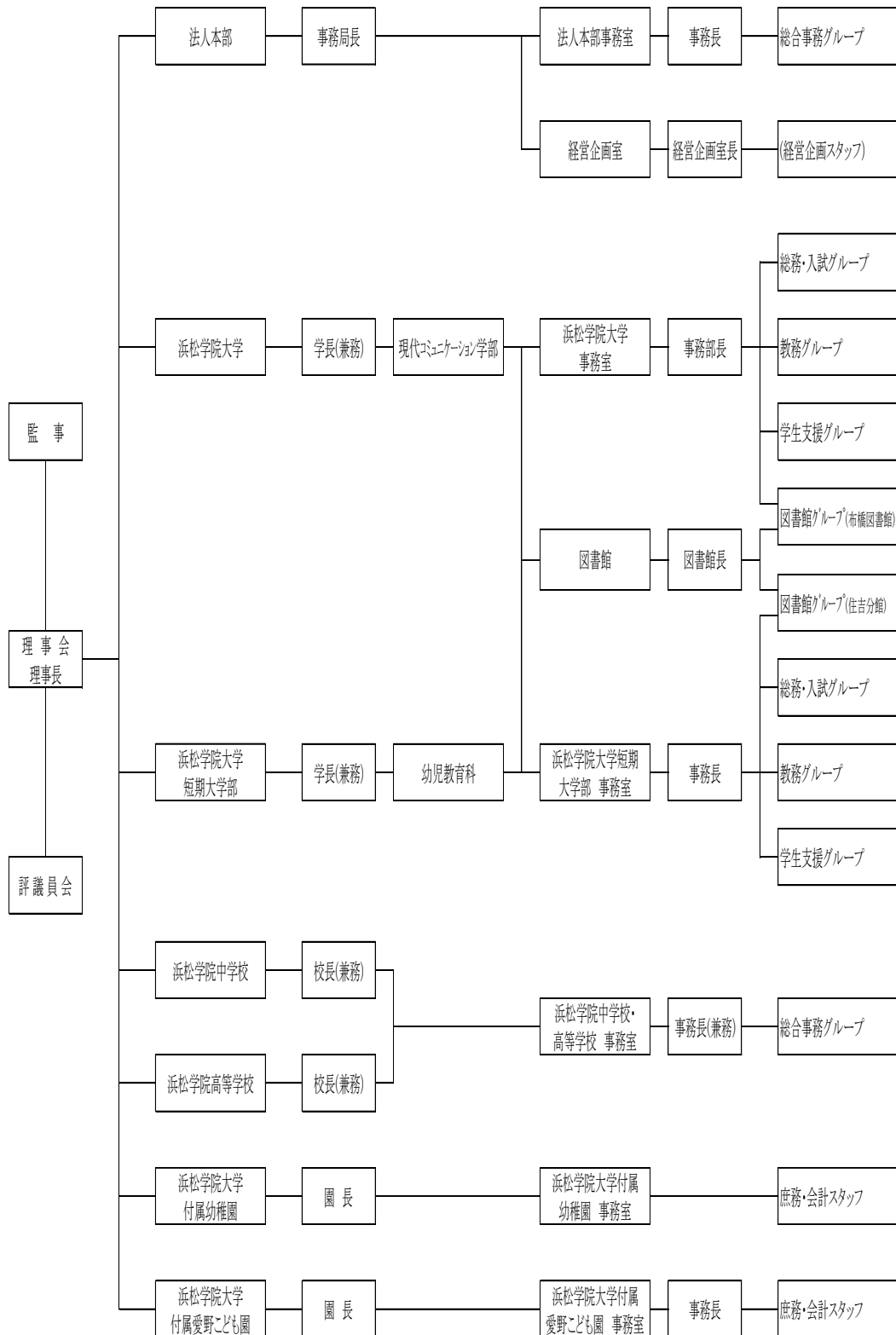
⑥職員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

職員数 27 名（単位：人）

区 分	正 規 職 員	非常勤職員	非常勤用務職員	合 計
事務職員	14	10	5	29

事務組織図

(平成29年5月1日現在)



Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1 - 1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1 - 1 の視点》

1 - 1 - ① 意味・内容の具体性と明確性

1 - 1 - ② 簡潔な文章化

(1) 1 - 1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1 - 1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

1 - 1 - ① 意味・内容の具体性と明確性

1 - 1 - ② 簡潔な文章化

【事実の説明】

建学の精神や教育理念については、教職員に周知し、学外向けの大学紹介ホームページ上で明記している。また学生募集時には「大学案内」において紹介し、入学式では例年、学長告辞の中で建学の精神に基づいた学生生活を送ることを話している。2 年次生以降の学生については、学年当初のオリエンテーションにおいて、「学生便覧・学生生活のガイドブック」に記載されている建学の精神や教育理念を説明し、勉学・教育の指針として学生指導を行っている。

(3) 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や教育理念については、以前から記載している「大学案内」や「学生便覧・学生生活のガイドブック」のみでなく、学内の諸掲示や各種広報媒体にも分かりやすく掲載している。また、学長が入学式だけでなく卒業式の告辞を通して、学生に周知を図っている。今後も、建学の精神や教育理念を学内外に発信し、浜松の地に生きる名誉ある大学としての存在を確かなものとする。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1 - 1 - 1】「平成 29 年度 学生便覧」（p. 7）

1 - 2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1 - 2 の視点》

1 - 2 - ① 個性・特色の明示

1 - 2 - ② 法令への適合

1 - 2 - ③ 変化への対応

(1) 1 - 2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1 - 2の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

1 - 2 - ① 個性・特色の明示

〔事実の説明〕



本学は教育基本法、学校教育法、大学設置基準等の法令に則り、建学の精神や教育理念のもとに使命・目的及び学部目的、学科目的を定めている。

教育理念を達成させるためには、地域社会と提携して、一人ひとりの学生が能動的な学び（アクティブ・ラーニング）を継続して行い、深い学びを積み上げることによって可能となる。そこで本学は、本学独自の DiCoRes プログラムを開発し、カリキュラム編成の中核としている。DiCoRes プログラムは Dialogue(対話)・Collaboration(協同)・Responsibility(責任)を目標とする行動と位置付け、1 年生から 4 年生まで系統的に学びが深まるように教育課程を構造化している。さらに、文部科学省・大学教育再生プログラム（AP）の「長期学外学修プログラム」に採択された DiCoRes プラスも行っている。これは、学生が長期休業中にフィリピンのダバオ市、北遠地域、東北被災地等に出かけ、フィールドスタディを実施するものである。

1 - 2 - ② 法令への適合

〔事実の説明〕

本学は日本国憲法、教育基本法、学校教育法、大学設置基準等の法令に則り、建学の精神や教育理念のもとに使命・目的及び学部目的、学科目的を定めている。

〔自己評価〕

法令等を遵守し、本学の教育理念、学部・学科の目的達成を目指して、学生指導や教育研究を行っているものと判断する。

1 - 2 - ③ 変化への対応

〔事実の説明〕

少子化に伴い、高校の生徒数も減少する中で、地域に貢献できる人材を確保するために本学の学生数を確保することは重要である。本学が高校生や地域社会のニーズに応えられるためには、教職員の意識改革を図ると共に、教員に対しては、教育研究計画や前年度の自己評価報告書の提出をさせ、教育力や研究成果を上げることが必要である。

(3) 1 - 2の改善・向上方策（将来計画）

現代コミュニケーション学科から地域共創学科に改組、あるいは子どもコミュニケーション学科の設置には、大学の使命に立ち返り議論を重ねた。両学科の教育課程改善の機会を活用して、さらに議論を深めていく。また、学生には DiCoRes プログラムや DiCoRes プラスの理解が深まるようこれまで以上に指導を行っていく。

〔エビデンス集 資料編〕

【資料 1 - 2 - 1】大学案内（F-5）

【資料 1 - 2 - 1】2017 年教育研究計画及び 2016 年度自己評価報告書

1 - 3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪ 1 - 3 の視点 ≫

1 - 3 - ① 役員、教職員の理解と支持

1 - 3 - ② 学内外への周知

1 - 3 - ③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1 - 3 - ④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1 - 3 の自己判定

「基準項目 1 - 3 を満たしている。」

(2) 1 - 3 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

1 - 3 - ① 役員、教職員の理解と支持

〔事実の説明〕

本学の教育理念は、学長の大学経営の方針に織り込まれ、すべての教職員に浸透がはかられている。学生に対しては、大学案内を通して、学長のことが伝えられる。

教育理念等を深めるために、本学教育改革委員会及び運営会議の委員（役員）が共通理解を図りながら、教授会、学科会議、FD（Faculty Development）や SD（Staff Development）などさまざまな機会を通して、学長、学部長、学科長が教育理念の理解が深まるよう働きかけている

1 - 3 - ② 学内外への周知

【事実の説明】

高大連携だけでなく、高大連携・高大接続の視点を持って、高校教育の学習指導要領の改定などを踏まえた取り組みを行い始めている。例えば、浜松学院高校の生徒が、大学での学びに備えるために本学の授業を受講する取り組みを平成 29 年度から開始した。

学長は、平成 28 年度は浜松市長との対談の中で、地域で実践的に学び、育まれた人材を地域貢献させていくという内容を発信した。

この他、本学の学びを高校生に周知するため、進学懇談会や高校への出張授業など、積極的に取り組んでいる。

1 - 3 - ③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

平成 28 年度、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しをはかった。本学の建学の精神と、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」を兼備する人を育成する実学教育を行うことを明確にした。

1 - 3 - ④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

地方の小規模大学における使命の一つとして、地域貢献度を上げていくことが求められる。そのために、アクティブ・ラーニングを導入した各学科内のカリキュラムの見直しや学内教育改革委員会などを立ち上げて、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の見直しを図り、ディプロマ・ポリシーとの整合性を図ってきた。

(3) 1 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

開学後から今日まで教員や職員の異動も多い中で、大学の建学の精神・基本理念や使命・目的を理解し、共有化するように努めてきた。具体的には、新規の採用者への研修をより強化し、学園内の交流を深めている。特に、FD や SD 活動の一環としての新人研修、学園内の中高大連携、短期大学部との共同事業の推進、付属幼稚園や付属愛野こども園との提携などをより活発化させ、学園内の一体化を推進すると共に、建学の精神や基本理念の一層の浸透を図っている。

本学は「地域社会から期待され続ける大学」でありたいと考えている。少子化に伴い、高校の生徒数も減少する中で、地域に貢献できる人材を確保するために本学の学生数を確保することは重要である。その取り組みの一例として、「大学教育改革再生加速プログラム（AP）」における「DiCoRes プラス」がある。

大学で「何を学び何ができるようになったか」を学生一人一人が自覚して学びを深めるようにカリキュラム構成や教員の配置などの将来を見据えて計画を立案していく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1 - 3 - 1】大学案内（F - 2）

【基準 1 の自己評価】

定員割れという厳しい現実直面しているため、地域社会、高校生やその保護者の大学教育に対するニーズを分析しながら、有効な対策を講じていく。

基準 2 学修と教授

2 - 1 学生の受入れ

《2 - 1 の視点》

2 - 1 - ① 入学者受入れ方針の明確化と周知

2 - 1 - ② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2 - 1 - ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2 - 1 の自己判定

「基準項目 2-1 は入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持という点においては満たされていない」

(2) 2 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

本学では、“専門的実務能力「能く生きる」及び共生協調の能力「善く生きる」を備えた人材を育成する”という本学の教育理念を踏まえ、入学者受入れ方針について学部や各学科内で議論を重ねて、学部のアドミSSION・ポリシー及び学科のアドミSSION・ポリシーを以下のとおり作成している。

[アドミSSION・ポリシー]

建学の精神と教育理念に共鳴する以下の者を受け入れる。

現代コミュニケーション学部
①大学での学修に相応しい基礎学力を有し、地域や世界の現状、あるいは保育や教育に関心をもつ者
②地域や社会の課題解決、発展に寄与することに使命を感じる者
③コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、創造性が豊かで行動力のある者
地域共創学科
①大学での学修にふさわしい基礎学力を有し、社会地域への貢献に強い関心を持つ者
②グローバル化し、変容する地域社会の諸課題の解決及び発展に寄与することに使命を感じる者
③コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、地域社会の変革に取り組み、創造性が豊かで行動力のある者
子どもコミュニケーション学科
①大学での学修にふさわしい基礎学力を有し、教育や保育に強い関心を持つ者
②教育・保育の抱える諸課題の解決及び発展に寄与することに使命を感じる者
③コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、教育・保育に関して創造性豊かで行動力のある者

中央教育審議会が策定した「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインに沿った3つポリシーの見直しを全学で取り組んできた。

【資料2-1-1】

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

【事実の説明】

地域共創学科では、「地域政策」、「観光ツーリズム」、「グローバルコミュニケーション」を学修する3つの専攻を設け、地域社会・行政・産業界との連携による様々な人々とのコミュニケーションを通して、「地域に貢献できる人材や地域に根づく人材、地域からグローバルな活躍ができる人材」の育成を行っている。アドミッション・ポリシーについては、これらの素地として必要とされる能力から設定し、学科の受入れ方針として明確化している。

子どもコミュニケーション学科は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭を目指す学生が所属する学科であり、教育者・保育者としての「専門性に裏付けされた実践力」の育成と、教育者・保育者に求められる「子ども・保護者・地域社会・同僚とのコミュニケーション能力」の育成を行っている。アドミッション・ポリシーについては、これらの素地として必要とされる能力から設定し、学科の受入れ方針として明確化している。

各学科のアドミッション・ポリシーは、受験生を中心に配布している「大学案内」、「入試要項」で目が留まるように記載し、周知を徹底している。

【資料2-1-1】 【資料2-1-2】

2-1-② 入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学は1学部2学科であり、学部全体で学生の質の向上を目標としているため、全学部・全学科で共通の試験問題を使用している。全学から出題委員を選出し、問題作成にあたっている。校正や正答の作成・問題印刷業務で情報漏えいに十分注意するとともに、出題ミスがないように出題委員及び入試担当職員でチェックを行っている。

入試当日の入試問題の持ち帰りは禁止しているが、過去問題集を発行することで、受験生に入試問題を公表する方法をとっている。

入試区分は、大きく分けて6つある。①一般入試、②大学入試センター試験利用入試、③給費生入試、④推薦入試、⑤AO入試、⑥英語資格特別入試で選抜方針は以下のとおりである。

【資料2-1-3】 【資料2-1-4】

〔一般入試〕

A日程、B日程を実施している。A日程では、国語、英語、数学、地理歴史、公民のうち2教科を解答し、合否判定に使用する。なお、国語、英語は選択必須教科であ

る。試験会場は、本学以外に静岡市及び愛知県豊橋市に設置し、志願者が受験しやすい環境を整備している。B日程では、国語と英語の2教科を選択し、合否判定に使用する。基礎学力を備えた者を選抜することを目的としている。

【資料2 - 1 - 2】

[大学入試センター試験利用入試]

調査書及び大学入試センター試験の国語、外国語（英語のみ）、地理歴史、公民、数学、理科のうち高得点の2教科の成績を合否判定に使用する。全国共通問題を活用することにより、基礎学力を備えた者の選抜をすることを目的としている。

[給費生入試]

学業に優れた勉学意欲旺盛な学生及び経済的困難を抱えた学生の学業精励を期待するために導入した入試区分である。国語・英語の学力試験及び面接試験を行い、合否及び給費生判定を行う。給費生として合格した場合、授業料または半額を給付する。基礎学力及び人間性を備えた者やアドミッションポリシーに合致した者を選抜することを目的としている。

[推薦入試（指定校推薦・学校推薦）]

高等学校などの学校長より推薦を受けた生徒について、調査書と面接により選抜を行う。受験する学科に入学するに適した目的意識や人間性と学力及びアドミッションポリシーに合致していることを兼ね備えている者を選抜することを目的としている。

[AO入試]

「学ぶ意欲」と「個性」を評価することを目的とした入試区分である。平成29年度入試より従来の面接型に加え、高校時代に取り組んだ諸活動の実績・意欲を評価する活動実績アピール型と、子どもコミュニケーション学科での音楽実技型の試験方式を導入している。面接試験は必須で、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った評価基準で合否判定を行う。面接を通し、特技や意欲、論理的思考力などの個々の人物像を深く掘り下げ、「コミュニケーション能力」及び「学ぶ意欲」と「個性」を備えた者を選抜することを目的としている。

[英語資格特別入試]

文部科学省のグローバル人材育成推進事業や様々な企業がグローバル人材を求めている現状及び本学の学部・学科の学修内容を考慮し、平成28年度より導入された入試区分である。英語の有資格者を対象に英語による面接試験を実施し、合否を判定する。出願資格となる英語資格の基準は、TOEIC550点以上取得または実用英語技能検定準2級以上としている。

【資料2 - 1 - 2】

2 - 1 - ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

大学全体の収容定員及び入学定員は、大学の規模や施設設備の状況からみても適正であると考えているが、定員充足率が80%を下回る状況が続いており、学生確保が喫緊の課題となっている。

地域共創学科は、年々、定員充足率が下がり、平成27年度入試では定員充足率が30%を下回った。その背景として、産業構造の変化や地域ニーズと学科内の専攻にずれが生じていることが考えられたため、地域政策・観光ツーリズム・グローバルコミュニケーションを学修する3専攻を新設した。平成28年度入学生は、専攻新設の効果や学生の資質向上のため入学定員を80名から60名に減員したことにより、定員充足率の回復に成功した。

子どもコミュニケーション学科は、ここ数年、定員充足率90%の前後を維持することができている。その背景としては、平成26年度から静岡県西部地域で唯一の特別支援学校教諭一種免許状の取得可能な大学となり、学科の認知度が向上したこと、地域のニーズが高まっていることがある。平成28年度入試より入学定員数を80名から100名に増員し、地域のニーズに即した学生の受入れを目指した結果、平成28年度の入学者は、86名となり、定員充足率は90%を下回ったものの、入学者数を増やすことに成功した。

【資料2 - 1 - 2】

【自己評価】

明確な学部理念があり、それに基づいた地域共創学科及び子どもコミュニケーション学科の目的を具体的に示していることから、求める学生像が明らかとなっており、受け入れ方針の明確な周知ができていると考える。また、入試区分について多様な受験の機会を設けることにより、様々な可能性を秘めた学生を多面的に受け入れることができている。

(3) 2 - 1の改善・向上計画（将来計画）

入学者の受け入れについては、新学習指導要領で示された育成すべき資質・能力や国の大学入学者選抜改革を踏まえながら、進めていくことを考えている。

新学習指導要領では、学校教育が育成すべき資質・能力として、「知識及び技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等を涵養」の3つを示している。そこで、本学のアドミッション・ポリシーと育成すべき資質・能力を勘案しながら、多面的で総合的に評価できる入試制度を導入していきたい。今後は、学内で十分な検討をしつつ、他大学の事例研究や高等学校のニーズのヒアリングを行い、本学に適した入試改革を目指していきたい。

【エビデンス集 資料編】

【資料2 - 1 - 1】2018 大学案内（F - 2）

【資料2 - 1 - 2】2017 入試要項（F - 4）

【資料 2 - 1 - 3】入試問題出題者一覧

【資料 2 - 1 - 4】入試職員一覧表

2 - 2 教育課程及び教授方法

《2 - 2の視点》

2 - 2 - ① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2 - 2 - ② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2 - 2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2 - 2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2 - 2 - ① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

〔教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化〕

本学は、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）にもとづき、大学の目的を定め、次に現代コミュニケーション学部（以下「学部」という。）の目的、続いて地域共創学科と子どもコミュニケーション学科の目的を定めている。

まず、浜松学院大学の学則第1条に大学の目的を次のように定めている。

「本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することを目的とする。」

続いて大学の目的を受けて、現代コミュニケーション学部の目的としては、学則第1条第2項に次のようになっている。

「現代社会、特に地域社会との関連で、人と人とのコミュニケーションや人と組織とのコミュニケーションに関する知識、能力を有する人材を人間教育に基づいて養成する。」

それを受けて、各学科の目的は以下のようになっている。

①地域共創学科

「地域社会における『共創』という課題について、コミュニケーションを基礎にして教育・研究し、地域のなかで実質的な役割を遂行できる人材を養成する。」

②子どもコミュニケーション学科

「高い専門性と実践力を兼ね備えた教育者や保育者を目指して、子どもとのコミュニケーション能力に卓越した幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成する。」

つまり、本学の目的の構成は、大学の目的→現代コミュニケーション学部の目

的→各学科（地域共創学科・子どもコミュニケーション学科）の目的というように大学から学部、そして各学科へと全体から細部へと行き渡るようになっていく。

また、キーワードとしては、第一に「コミュニケーション能力」、続いて「人間教育」、さらには「地域社会」との連携である。

[教育課程の編成・実施方針]

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、学部で、また地域共創学科及び子どもコミュニケーション学科で定め、ホームページ、大学案内、学生便覧において公表している。

現代コミュニケーション学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、上記の目的を受けて、次のようになっている。

現代コミュニケーション学部では、実学教育を行う中で、以下の目標が達成できるようアクティブ・ラーニングに基づくDiCoResプログラムを中核とした教育課程を編成する。

1. 人を思いやることができる人間性を涵養し、責任をもって行動する力を修得する。
2. 幅広い教養と専門分野に関する知識・技術を学習し、それらを活用して諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。
3. 人々と活動する中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。

さらに、各学科の教育課程の編成方針は、次のようになっている。

[地域共創学科の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）]

1. 地域社会のさまざまなフィールドでの学びを通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現力を修得する。
2. グローバル化し、変容する地域社会のさまざまなフィールドにおける幅広い分野と専門分野に関する知識・技術を習熟し、それらを活用して諸課題を解決していく判断力・創造力・実践力を修得する。
3. 地域社会のさまざまなフィールドに置いて活動する中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。

地域共創学科では、「豊かな人間性」を持ち、「地域社会」や産業に貢献できる人材を育成するという目的から、地域の「共創」という基本的考えを中心に置き、そこから地域政策専攻、観光ツーリズム専攻、グローバルコミュニケーション専攻の3つの専攻（さまざまなフィールド）に必要な専門科目を配置する。また、能動的な学習やフィールドワークを重視し、「多様なコミュニケーション能力を高め」、「リーダーシップを発揮する力を修得する」目的から、三ヶ月間の長期企業内留学を必修にし

ている。

地域に貢献できる能力の涵養、専門知識の修得、そして能動的学習（アクティブ・ラーニング）とフィールドワークを重視することが、教育課程の主要編成方針である。

なお、以上は、平成 28 年度入学生よりの教育課程の編成方針であり、平成 27 年度以前の入学生については、マネジメント専攻、心理専攻の二つの専攻を設定していることから、次のような方針で教育課程を編成しているところである。

専門基礎科目の一年次前期に「地域共創論」を置き、そこから、マネジメント専攻及び心理専攻の科目群を配置している。さらには、マネジメントや心理に関する授業で得た知識や技能を「インターンシップ」「長期インターンシップ」等の科目で専門的実務体験として結びつける学習を行っている。

〔子どもコミュニケーション学科の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）〕

1. 教育・保育実践を通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現能力を習得する。
2. 教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能に習熟し、それらを活用して課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。
3. 子どもに係わる協同的な活動をする中で、多様なコミュニケーション能力を高めリーダーシップを発揮する力を修得する。

子どもコミュニケーション学科には、幼児教育保育専攻と初等教育専攻の2つの専攻を置いている。幼児教育・保育専攻では、幼保小連携コース、子ども福祉コースの2つのコースを設置し、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格の取得を基礎として、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状取得ができる。また、初等教育専攻では、小中一貫コースと特別支援教育コースをおき、小学校教諭一種免許上の取得を基礎として、中学校教諭一種免許状（英語）（他学科履修）、特別支援学校教諭一種免許状取得ができる。

このほか、それぞれのコースの学びを通じて教育者・保育者としての資質・能力（付加価値）を高めることができる。

2 - 2 - ② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

〔事実の説明〕

〔基本教育科目（学部共通）〕

現代コミュニケーション学部の教育課程編成方針に沿い、まず、学部で共通の基本教育科目については、次のように編成を行っている。

- ① 基本教育科目群をコミュニケーション・スキル科目群と教養科目群に分け、コミュニケーション・スキル科目群では、本学の第一の教育目的である「コミュニケーション」のスキル（語学・日本語表現・数的処理・コンピュータ・スポー

ツ) の修得を行う。次に、教養科目で、「人間性を涵養」し、社会と連携するための「幅広い教養」(文学・歴史学・法律・社会学などの教養)を身につける。

- ② 子どもコミュニケーション学科においては、スタディ・スキルやコミュニケーション能力を養成するためのゼミナール科目を1年次で「コミュニケーション演習Ⅰ」、そして2年次で「コミュニケーション演習Ⅱ」を開講している。(地域共創学科ではそれを発展させる形で「地域共創演習Ⅰ」「地域共創演習Ⅱ」を1年次2年次に専門教育科目群に開講している。)
- ③ 特筆すべきこととして、平成27年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)(ギャップイヤー)」に採択された本学独自のプログラムの科目である長期フィールドスタディ科目群を教養科目として配置している。これは、学事暦を変更し長期学外学習期間を設定することによって、長期フィールドスタディを実施するものである。地域共創学科はフィールドを浜松市北遠地区、子どもコミュニケーション学科はフィリピン・ダバオ市を設定している。科目としては「長期フィールドスタディ(基礎)事前学習」「長期フィールドスタディ(基礎)」「長期フィールドスタディ(基礎)事後学習」である。

[専門教育科目]

専門教育科目については、各学科次のように編成している。

- ① 地域共創学科では、「コミュニケーション」とともにもう一つのキーワードである「地域社会」との連携という考えから、専門基礎科目として「地域共創概論」を初めとして「リーダーシップ論」「観光学」「社会調査法」「産業社会学」を配置している。

次に、地域共創にとって重要な科目であり、3つの専攻(地域政策、観光ツーリズム、グローバルコミュニケーション)から特に重要な科目を「全専攻共通科目群」として「地域社会のさまざまなフィールドにおける幅広い分野と専門分野に関する知識・技術」を学修する科目を配置し、全学生がさまざまなフィールドで活躍できる基礎知識を修得できるよう設定している。

さらには、「地域社会のさまざまなフィールド」のうち、3つの専攻のうち学生が選択した1つの専攻について、より専門的に学ぶための科目群として「地域政策専攻科目群」「観光ツーリズム専攻科目群」「グローバル専攻科目群」を配置している。その他、「キャリア科目群」「関連科目群」を配置している。

各専攻科目群には、まず、「地域政策概論」「観光ツーリズム概論」「グローバルコミュニケーション概論」の概論科目に続き、産学官のキーパーソンを特別講師に招く「特別講義」科目、さらには、実際に企業などの現場で調査・学習する「フィールドワーク」科目、そして、三ヶ月の間、企業内留学(インターンシップ)を行う「長期企業内留学」科目を配置し、各専攻科目群の講義・演習科目で学修した専門知識を基にアクティブ・ラーニングやフィールドワークを行う授業科目構成となっている。

専門的知識、コミュニケーションスキル、アクティブラーニング、フィールドスタディを総合的に学修する科目であるゼミナール科目として、「地域共創演習

Ⅰ」「地域共創演習Ⅱ」「地域共創演習Ⅲ」「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」「卒業研究」の計6科目を配置している。（「地域共創演習Ⅱ」「地域共創演習Ⅲ」は週に二回行われるゼミナール科目である。）これらは、「責任ある自己実現力」や「諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力」、さらには「多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力」を修得する科目群である。

その他、キャリア教育のための科目群である「キャリア科目群」、コンピュータ資格のための「関連科目群」を配置している。

なお以上は、平成28年度入学生より適用の教育課程であり、平成27年度以前の入学生については、専門・基礎科目、専門・基幹科目、専門・展開科目にマネジメント専攻向けの科目、心理専攻向けの科目、また、マネジメントに必要な英語コミュニケーション関係の科目群、キャリアデザインの科目群を体系的に配置している。

- ② 子どもコミュニケーション学科では、まず、専門教育科目群の基礎科目に「子どもコミュニケーション」を置き、コミュニケーションスキルの基礎について学ぶ。

続いて「子どもボランティア入門」「教職概論」「教育原理」「子ども保育の原理」「発達心理学」「教育心理学」「教育課程論」「教育方法の理論と実践」「教育社会学」など、「教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能」を修得するための科目群を配置している。

次に「教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能」及び「多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力」を修得するための科目群であり、幼稚園教諭一種免許状・保育資格取得の科目、そして小学校教諭一種免許状・特別支援教諭一種免許状の科目でもある科目群を、展開科目として配置している。

専門的なゼミナール科目としては、3年次に「子ども実践ゼミ」4年次に「卒業研究」を配置している。「教育・保育実践を通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現能力を習得する」科目であり、「教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能」及び「多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力」を修得する科目の集大成ともなっている。

また、教員免許状・保育士資格取得以外の科目であるが、子どもへのコミュニケーション能力育成等に必要な科目として、「子どもの疾病と対策」「小児救命救急法」「臨床心理学」「虐待援助論」「施設演習」「青年の発達心理」などを、また、外国人が多い地域の状況を考慮して「ポルトガル語Ⅲ」「ポルトガル語Ⅳ」「ポルトガル語会話Ⅰ」「ポルトガル語会話Ⅱ」「外国人の子どもへの教育」などを配置している。

キャリア科目としては、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」などの科目を配置しているところである。さらには「リーダーシップを発揮する力」を修得する科目であり、4年生大学の教育者として将来の教育社会を担うリーダーを育成する科目として、「リーダーシップ論」「教育行財政論」「教育経営

論」を配置している。

このように、本学では、教育課程編成方針に沿い、教育課程の体系的編成を行っている。

[教授方法の工夫・開発]

①DiCoRes プログラム

教授方法の工夫としては本学では子どもコミュニケーション学科を中心に、全学的に運用されている DiCoRes プログラムがある。これは、社会人基礎力の養成を基盤にしつつ、学生の実践力を継続的、体系的に養うために、カリキュラムの中心に据えて展開する本学オリジナルの実践力養成プログラムである。DiCoRes プログラムは Di(Dialogue 対話)、Co(Collaboration 協同)、Res(Responsibility 責任)を意味し、「責任ある対話と協同」を主軸としてコミュニケーションスキルを磨くことを目的としている。

例えば子どもコミュニケーション学科では、具体的には次のような内容となる。

1 年次 保育・教育者の実際を知る「コミュニケーション演習Ⅰ」



2 年次 子どもの興味を引き出す「コミュニケーション演習Ⅱ」



3 年次 子どもの学びを深める「子ども実践ゼミ」



4 年次 教育者・保育者として一人前になる「卒業研究」

このように本学では、教育方針に沿った教授方法の工夫・開発を行っている。前述の長期フィールドスタディもこの DiCoRes プログラムの発展形である DiCoRes プラスとして位置づけられており、この長期フィールドスタディ（長期学外学修プログラム）の導入により、教育改革を促進していく。

②登録単位数の上限設定と GPA

単位制の趣旨を保つための工夫として、履修登録単位数の上限設定について、全学とも半期 24 単位に設定し、GPA3.0 以上の学生に対して次学期の可能単位数を 26 単位に設定している。（なお、子どもコミュニケーション学科については、教職課程及び保育士養成課程のいずれかを履修する者は 28 単位、さらに GPA3.0 以上の学生に対して次学期の可能単位数を 30 単位に設定している。）

③準備学習の指示

教員にはシラバスに必要な準備学習の指示を記載することを義務付けている。ここでは、単位制の趣旨を保つためにこの授業について大学で行う教室での授業の外に必要な時間を明示している。

④教授方法の改善を進めるための組織

教授方法の改善を進めるために、教育課程について検討する機関である教務部、教育方法の改善を図る F D・S D 委員会及び大学教育改革委員会、さらには教職課

程について検討する機関である教職センターで常に教授方法の改善について検討している。

[教員養成課程]

(教員養成の計画)

浜松学院大学では、現代コミュニケーション学部には地域共創学科、子どもコミュニケーション学科があり、各学科において教職課程を設置している。各学科の特色を生かした教職カリキュラムを円滑に進める上で必要な支援や連絡調整等を図るために、教職センターを設置している。センターはセンター長、センター員、そして学内の教職関連部署に所属する事務スタッフで構成されている。また、学校現場や教育委員会等での活動実績のある実務家教員も配置されており、教員養成の計画立案や就職までのサポート等も行っている。

センターでは、教職カルテ作成、各種講座運営、教育ボランティア、介護等体験、各種教育実習等の相互の連絡調整などを行っている。

本学の教職課程における計画の特色として、全学的に運用されている前述のDiCoRes プログラムがある。これは、社会人基礎力の養成を基盤にしつつ、学生の実践力を継続的、体系的に養うために、カリキュラムの中心に据えて展開する本学オリジナルの実践力養成プログラムであり、「責任ある対話と協同」を主軸としてコミュニケーションスキルを磨くことを目的としている。

両学科ともにこのプログラムに沿ったカリキュラムの中、授業が運営され、教職課程についてもDiCoRes プログラムに沿って教育者、保育者を育てている。そして、就職に至るまでの教員養成支援では、教職センター内に「教職相談室」を設け、きめ細かい学生指導を行うとともに、就職支援として「学校教育ひろば」も展開している。例えば、子どもコミュニケーション学科における、幼稚園、保育士養成(幼保専攻)と小学校、中学校、特別支援学校教員養成(初等専攻)入学から就職までの指導内容は以下の通りであり、地域共創学科における教員養成もこれに準じる。

(教職センターの活動)

教職センターは、教職課程・保育士養成課程のための様々な業務をスムーズに行うためのセンターであり、このセンターの目的は、幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、特別支援学校教諭あるいは保育士を目指す学生の支援をすることにある。

教職センターについては、各学科、関係部等と連携し、教職課程が円滑に推進されるよう、次の①～⑦の活動を行っている。

①教職履修カルテを作成し、学生に配布・指導

②調査・研究・資料集のサポート

③「学校教育ひろば」を科目外で開催し、教職科目の学習を補充・深化させ、学生の「教員としての資質向上」の計画実践 以下は主な活動内容

ア 学習会

・子どもコミュニケーション学科及び地域共創学科の希望者を対象として随

時教職に関する学習会を実施

- ・長期休業中も希望者を募り、採用試験対策学習会を実施

イ 教育ボランティア活動

- ・浜松市不登校適応指導教室でのスタッフ補助活動
- ・浜松市青少年の家主題事業でのボランティア活動
- ・浜松市「かわな野外活動センター」主催事業でのボランティア活動

④教員養成協力校において、授業参観、教育活動へのボランティア活動等教育実

践活動の推進

ア 富塚小・浜松学院中学（英語免許希望者）の授業参観

イ 富塚小 6 年生へのゲーム指導

ウ 城北小通学合宿への参加

エ 教員生活体験実習

⑤静岡県、浜松市、県西部各市の教育委員会、校長会へ協力依頼
（大学内外での教職ガイダンス、採用試験説明会等）

⑥教職センター紀要の発行

⑦教職職センターの業務検討（毎月センター会議を実施）

〔自己評価〕

教育課程及び教授方法について、まず、教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化については、地域共創学科、子どもコミュニケーション学科の両学科とも各学科の教育目的を踏まえた教育課程の編成方針を明確にしている。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について、実際に編成方針に沿って体系的に編成され、教授方法の工夫も明確にされている。

（3） 2 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めホームページ、大学案内及び学生便覧などで公表しているが、今後、ナンバリングやカリキュラムマップなどを作成し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程であることを明確化していく。その中でカリキュラム・ポリシーと卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との一貫性についても明確化していく。

単位制度の実質化として、シラバスに必要な準備学習の明示を行い、履修登録単位数の上限設定を行っているところであるが、学生の単位取得状況等を検証し、その上限設定が単位制の趣旨に照らして適切であるかさらに検討していく。

教授方法の改善を進めるために教育課程について検討する機関である教務部、教育方法の改善を図るFD・SD委員会及び大学教育改革委員会で検討し、さらに教授方法について改善を図っていく。

〔エビデンス集 資料編〕

【資料 2 - 2 - 1】平成 29 年度学生便覧（F - 5）（P8～10, P43～P76, P86～87, P126～127）

【資料 2 - 2 - 2】平成 29 年度講義要項（シラバス）（F-12）

2 - 3 学修及び授業の支援

≪ 2 - 3 の視点 ≫

2 - 3 - ① 教員と職員の協働並びに T A（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2 - 3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2 - 3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2 - 3 - ① 教員と職員の協働並びに T A（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

①教職員協働による学生への学修及び授業支援

教員と職員で組織される運営会議や本学教育改革委員会において学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制の在り方などを検討し、これも教員と職員で組織される教務部を中心として、各ゼミナール担当教員や授業に対して、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を周知するように図ってきた。具体的には教員と職員が協働で以下のような取り組みを行っている。

ア 新入生へのオリエンテーション及び学期ごとのオリエンテーション

新入生のみでなく学期ごとに各学年に対して、履修指導（教務部教員及び職員）、学生生活指導（学生部教員及び職員）、就職指導（就職支援部教員及び職員）を教職員協働で行っている。

イ ゼミとの協働

学生は 1 年から 4 年まで全員ゼミに所属しており、事務組織である教務グループの職員だけでなく、学生のアドバイザーに任命されたゼミ教員が履修上の指導も行っている。

②オフィスアワー制度

全教員が、週に一回、昼休みの 50 分に加えて 1 授業時間分の 90 分のオフィスアワー（教員が研究室で必要に応じて学生個別に指導する時間帯）を設けている。

教員はあらかじめ学生に周知したその時間帯に必ず研究室に在室し指導に当たる体制が整えられている。

③中途退学者、停学者および留年者の対応策

中途退学者、休学者の防止、予防について、次の対応策を行っている。

ア 教員によるアドバイザー（ゼミ担当教員）を学長が任命し、個々の学生に対

して必要に応じて、個別相談、個別指導を懇切丁寧に行っている。

イ GPA を利用し、GPA が 2 期連続に 1.0 未満の学生に対して、本人及び保証人出席の上で、学部長嚴重注意を行っている。また、1 期のみ 1.0 未満となった学生

には学科長が指導を行っている。「なぜ、GPA が低いのか」成績不振の原因を明らかにして適切に指導することによって学生の勉学支援を行っている。

ウ 授業について 3 回連続休んだ学生に対して、教務グループの職員が学生を掲示で呼び出し、欠席の原因を聞いて出席を促す指導を行っている。さらには、アドバイザー（ゼミ担当教員）と連携し、電話・メール等で確実に状況を把握し必要に応じた指導を行っている。

④学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

ア 授業評価アンケートを前期・後期の授業終了前に年 2 回実施している。（但し、履修者が 5 名以下の科目、ゼミ等を除く。）

アンケート結果の分析結果について学部長を中心とした FD 委員会で再度分析、評価し、授業体制の改善に役立てるほか、担当教員に各授業アンケート結果をフィードバックし、直接的に授業改善に役立てるようにしている。

イ 卒業生に対して、卒業生満足度調査を実施し、学生サービスの向上に役立てている。

【自己評価】

学修及び授業の支援については、教職協働の実施体制などを適切に整備・運営している。オフィスアワー制度、退学者等の対応策、学生の意見を汲み上げる仕組みについても、充実した対策を行っている。

（3） 2 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教務部を中心として、教職協働により、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているところである。教育活動を支援する TA 等については、特に教育実習・保育実習について、実習の補助をする助手について検討していく。

退学者、休学者の予防については前述のとおりであり、退学者の原因の分析なども行っているところであるが、その改善方策について、喫緊の課題として検討していく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2 - 3 - 1】平成 29 年度運営組織および校務分掌

【資料 2 - 3 - 2】平成 29 年度前期オフィスアワー表

【資料 2 - 3 - 3】平成 29 年度学生便覧（F - 5, P19～20）、履修に関する規程（第 8 条及び第 9 条、P126～127）

【資料 2 - 3 - 4】授業評価案内通知、授業評価用紙、授業評価結果、授業自己点検・

評価報告書

【資料 2 - 3 - 5】卒業生満足度調査用紙、卒業生満足度調査結果

2 - 4 単位認定、卒業・修了認定等

《2 - 4 の視点》

2 - 4 - ① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2 - 4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2 - 4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2 - 4 - ① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用
【事実の説明】

本学では、単位の認定については、大学設置基準 21 条（単位）を基礎とし、「浜松学院大学学則」の第 25 条及び第 27 条に規定し、これにそって厳正に実施している。

卒業の要件については、大学設置基準第 32 条（卒業の要件）を基礎として、「浜松学院大学学則」第 33 条、34 条及び第 35 条に要件を定め、厳正に実施している。単位認定、卒業認定について、基準を明確化し、厳正な対応を行っている。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については以下のようになっており、ホームページ、大学案内及び学生便覧等で公表しているところである。

[現代コミュニケーション学部のディプロマ・ポリシー]

現代コミュニケーション学部は、以下に掲げる知識や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（現代コミュニケーション）の学位を授与します。

1. 高潔な倫理観に立って、他を思いやることができる豊かな人間性を身につける。
2. 地域やグローバル社会に対応できる幅広い教養と専門的知識を活用して、課題

解決できる力を身につける。

3. 実践練磨の場における共生協調能力を身につける。

[地域共創学科のディプロマ・ポリシー]

1. 高潔な倫理観に立って、地域を愛し、地域に貢献することができる豊かな人間性を身につける。
2. グローバル化し、変容する地域社会に対応できる幅広い教養と実践力を活用して、地域社会の課題を解決できる力を身につける。
3. 地域社会におけるさまざまなフィールドにおいて「実践練磨」の場に生きる共生協調能力を身につける。

[子どもコミュニケーション学科のディプロマ・ポリシー]

1. 高潔な倫理観に立って、慈愛をもって子どもとかかわることができる豊かな人間性を身につける。
2. 変革する教育・保育、子ども社会に対応できる幅広い教養と実践力を活用して課題解決できる力を身につける。
3. 教育・保育現場における「実践練磨」の場に生きる共生協調能力を身につける。

① 単位について

通常の単位認定については、学則第 27 条「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、学長は所定の単位を与える」により行われている。

また、学則に従い、次の単位認定を行っている。

ア 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

イ 大学以外の教育施設等における学習。

ウ 入学前の既修得単位の認定

本学では進級要件は設定していない。卒業認定については、学則第 33 条に従い、行っているところである。

なお、本学では、シラバスに「成績評価方法」「成績評価基準」を明示し、各授業科目の単位取得に必要な要件を明示しているところである。

成績評価基準については、秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）の 5 種類とし、可以上を合格としている。

② 進級について

本学では進級要件は設定していないが、特に教員免許状や保育士資格取得に必要な実習について、実習に必要な基礎的な科目を履修していない学生に対して履修を認めない規定を設け、学生に対して（特に教員になる者としての）教育の質の保証をしている。

③ 卒業要件について

卒業要件については、地域共創学科、子どもコミュニケーション学科とも 124 単位が必要であり、また、その他、細かく決められているところである。それについては、学則及び学則別表に明示され、学生に周知されている。

学則には、第 33 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、別表に定めるところにより、124 単位以上を修得しなければならない。」と定められ、また、第 34 条に「本学に 4 年以上在学し、本学則に定める授業科目授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。」と定められており、卒業判定にあたっては、この学則に従い、卒業判定会議を前期末及び後期末に行い、各職員からの意見を聴き、学長が認定している。

〔自己評価〕

単位認定、卒業判定については、学則に従い、厳正に対応されている。

(3) 2 - 4 の改善・向上方策（将来設計）

学生に成績を明示する成績表について、現在の成績表では、学生が自身の卒業可能な単位の修得状況について確認することが困難な状況であることから、教務システムを刷新し、学生が履修について計画的に取り組むよう改善を図っていく方針である。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について、両学科必修の科目であり学修の集大成である「卒業研究」において口頭試問等により厳格に評価し確認した者の単位を認定する等を行うことで、卒業時の卒業認定・学位授与を確認していく制度を実施していく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2 - 4 - 1】平成 29 年度学生便覧（P8～10, P86～88, P102～103, P130～131）

2 - 5 キャリアガイダンス

≪ 2 - 5 の視点 ≫

2 - 5 - ① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2 - 5 の自己判定

「基準項目 2 - 5 を満たしている。」

(2) 2 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2 - 5 - ① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

キャリア支援に際しては、それぞれの学科の特性をふまえ、学生が卒業後に着実に職業的自立を達成していくことができるよう、1 年次からキャリア支援科目を全員履修すべき科目としてカリキュラムに組み込んでいる。具体的には、入学直後から卒業に至るまで、以下のとおりきめ細かく段階をふんだキャリア形成支援を行っている。

【就職支援部】

就職支援を担当する部署としては、校務分掌で割り当てられた教員と職員からなる「就職支援部」（2014 年度までは「就職インターンシップ部」）が中心となり、就職支援体制の検討や、就職支援に関するさまざまな取り組みの実践にあたっている。就職支援部は、毎月定例の会議を開いて本学の就職支援のあり方について検討を行い、必要に応じて教職センターや教務部などとも連携しながら、就職支援の充実を図っている。

就職に関する学生からの相談や、就職活動中の学生に対する支援は、就職支援部に

所属する職員からなる「就職支援室」が行っている。就職支援室では、3年次から全学生に対する個別面談の実施、履歴書やエントリーシートの書き方の指導を行い、実践的なサポートを手厚く行っている。

求人情報については、学生の希望をふまえ、地元企業を中心に、十分な求人情報を確保し、それを学生に的確に提供することのできる体制を整えている。さらに、必要に応じて、教職員が保育園、幼稚園、さまざまな企業や団体を訪問し、求人情報の収集には万全を期している。

また、就職支援にあたっては学内のリソースだけではなく、新卒応援ハローワークや社会的スキルトレーナー、キャリアカウンセラーなど、必要に応じて学外のリソースも積極的に活用し、常に適切な支援が実施できるように心がけている。

[各種の実習、ボランティアおよびインターンシップ]

地域共創学科では、学生のキャリア意識や職業人意識を形成するための重要な機会として、「インターンシップ」を3年次科目に設置し、積極的な履修を呼びかけている。毎年、地元の企業や団体からもインターンシップの受け入れに関して積極的な協力を仰いでおり、多くの学生が履修している。

子どもコミュニケーション学科では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成するという学科の特性上、必要に応じてさまざまな実習科目を開設している。また、資格取得のために必修となっている実習科目にとどまらず、学生が自主的に自らの資質を向上させるための機会としてボランティアの機会も設けており、現場で実際の業務に取り組むことを通して高度な実践力を身につけることができる支援を行っている。

【資料 2 - 5 - 1】

[各種のガイダンス、業界・企業研究、講座の実施]

全学年で、夏期休業、春期休業明けの、新学期や新学年が始まるタイミングで就職関連のガイダンスを行っている。ここでは、長期休業中の活動の振り返りをうながし、就職に向けた自己PR材料の蓄積の点検を呼びかけるとともに、新学期や新学年において、自分の弱点の補強につながるような科目履修を行うよう指導している。

キャリア支援科目の「キャリアデザイン」の授業では、就職に向けての意識の涵養と並んで、業界や企業に関する研究の機会を設けている。また、外部講師を招聘し、就職に向けた実践的な知識やスキルを習得する機会も設けている。

さらに、課外でも、就職試験対策講座、保育職試験対策講座、教職教養試験対策講座など、ニーズに応じてさまざまな講座を開設している。

子どもコミュニケーション学科では、クラス担当のキャリア支援を軸に、1年次に教育者・保育者を目指す者としての自覚を高めることを目的とした「子どもコミュニケーション」を学科教員がオムニバス形式で行い、2年次には保育・教育の望ましい実践の在り方を構想、プランニングする「コミュニケーション演習」を開設し、3年次の「キャリアデザインⅠ」へとつなげている。

【資料 2 - 5 - 2】 【資料 2 - 5 - 3】

〔他大学と連携した企業セミナーと情報交換〕

実際の就職活動が3月にスタートするにあたり、近隣の6大学と連携しながら、3年次の春期休業中に浜松地域の企業を招いて「浜松地域企業セミナー」を実施している。毎年、数多くの企業が集まるため、就職活動に向けた動機づけや企業研究の機会として貴重な場となっており、学生にも積極的な参加を呼びかけている。

また、本学は県内の大学でつくる「静岡県学生就職連絡協議会」に加盟している。同会は、県内の大学に在籍する学生の就職活動を円滑に進めていくことを目的とする会であり、就職支援に関わるスタッフのスキル向上や、就職支援体制のさらなる充実、学生の就職状況、県内の企業の求人動向などに関する情報の収集に役立っている。3年次12月には業界研究を主たる目的とした就職支援セミナーを実施している。就職活動に取り組む前の準備の一環として、学生に積極的な参加を呼びかけている。

さらに、日本私立大学協会が毎年開催している「日本私立大学協会就職部課長相当者研修会」には、就職支援担当の職員が必ず参加し、大学生の就職状況をめぐる最新の動向の把握に努めるとともに、職員の資質向上として活用している。

【資料2-5-4】 【資料2-5-5】

〔大学教育・学生支援推進事業に採択〕

平成16年（2004年）の開学以降、本学は少人数の大学であることのメリットを活かし、一人ひとりの学生に対してきめ細かな目配りをおこなうことを旨として就職支援に取り組んできた。そして、平成21年（2009年）には、こうした取り組みにもとづいた就職支援プログラムである「ニーズの多様化に対応するオーダーメイド型の就職支援」が、文部科学省が募集した「大学教育・学生支援推進事業」に採択された。

このプログラムは、企業の求人傾向の変化や、学生が希望する業種や職種の多様化にともない、就職活動に際して、学生が必要としている支援も急速に多様化していることをふまえ、それに対応可能な就職支援プログラムの構築を目指したものである。主要な取り組みとしては、一人ひとりの学生の就職活動状況や必要とする支援のデータベース化と、それにもとづく個別のニーズによりきめ細かく対応した就職支援の実施などがあげられる。

なお、本プログラムで培ったノウハウは、事業採択期間終了後も、引き続き本学の就職支援において活用されている。

【資料2-5-6】

〔自己評価〕

地域共創学科、子どもコミュニケーション学科ともに、毎年良好な就職率を維持している。このことは、ここまで述べてきたさまざまなキャリア支援策が、着実な成果をあげていることの証しであるといえる。以上から、本学における教育課程内外を通じてのキャリア支援に関する体制は、おおむね整備されていると判断している。

(3) 2 - 5の改善・向上方策（将来計画）

両学科ともに、数値的に現される就職率は良好な状況にあるが、それを維持しつつ、さらなる就職支援の充実を図っていく。

地域共創学科では、一般企業や各種の団体への就職がほとんどであり、そうした就職の支援が中心になる。平成 27 年（2015 年）度の 4 年生から、就職活動時期が変更になったが、平成 28（2016）年度の 4 年生から、就職活動時期が再度変更となった。そのため、就職活動に関する最新の動向に常に注意を向けつつ、適切な時期に適切な支援を提供することができるよう、体制を整備していく。また、近年、地域共創学科では課外に行う各種の講座への出席数が減少傾向にあるため、キャリアデザインに組み込むことのできる講座を極力組み込むようにするなど、出席率向上に努める一方、課外で実施する場合の支援内容と出席率向上対策を図っていく。

子どもコミュニケーション学科では、学科の特性上、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭などの採用試験に合格することを前提とする就職支援が中心になる。そのため、必要に応じて教職センターなどと連携しながら、採用試験対策をさらに強化していく。

なお、両学科の学生に共通する課題として、基礎学力、一般教養、時事問題などに弱点を抱え、そのせいでせっかくよい資質を持ちながらも、採用試験の初期段階で不合格となってしまう学生が少なくないように見受けられる点あげられる。必要に応じて他の部署とも連携しながら、こうした弱点の克服にも取り組んでいく必要がある。さらには、早期退職者が顕著な昨今、ホームカミングデイなどを実施し卒後支援にも力を入れていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2 - 5 - 1】 インターンシップの受け入れ先・履修状況

【資料 2 - 5 - 2】 キャリア支援科目の開講状況

【資料 2 - 5 - 3】 各種の講座の開設状況

【資料 2 - 5 - 4】 合同企業セミナーの参加企業・学生の状況

【資料 2 - 5 - 5】 求人数に関する情報

【資料 2 - 5 - 6】 GP プログラムの全体像

2 - 6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪ 2 - 6 の視点 ≫

2 - 6 - ① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2 - 6 - ② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2 - 6 の自己判定

「基準項目 2 - 6 を満たしている。」

(2) 2 - 6 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

【事実の説明】

教育目的の達成状況の判定については、学長を中心とした大学教育改革委員会で行っている。教務部などの各部、各委員会からの事業報告書及びFD委員会からの報告に基づき、教育目的の達成状況について判定・評価している。

本学の教育内容・方法及び学習指導等の改善については、FD委員会で行っている。教育内容・方法及び学習指導等の改善と比較して、教育目的の達成状況の判定・評価方法の工夫については、十分とはいえず、今後検討を図る。

2 - 6 - ① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の判定、評価の方法の工夫・発展については、本学で作成された事業報告書及びFD委員会からの報告に基づき、教育目的の達成状況について判定・評価している。

教育目的の達成状況の判定・評価方法の工夫については、未だ十分とは言えない状況である。

2 - 6 - ② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、FD委員会で行っている。FD委員会は、平成28年度については、7月20日に開催し、教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けての評価について検討した。

評価結果については以下のように行っている。

① 授業評価アンケートについて

前期・後期の授業終了前に実施。開講科目全科目（但し、履修者が5名以下の科目、ゼミ等を除く。）

ア FD委員会（委員長：学部長）がチェック。

→ インターネットで結果（総評）を公示。場合によっては（特に問題ある結果があった場合）、担当教員へ直接指導する。

イ アンケート実施後、専任・非常勤にアンケート集計結果を送付、フィードバックする。

授業担当教員が結果から自己の授業を分析、報告書をFD委員会へ提出。内容確認後、PDF化し、イントラネット（学内ホームページ）で公表し、学生にフィードバックしている。また、各授業の授業評価アンケートの結果そのものをコメントと一緒に教務グループ内で冊子体にして、事務局内で開示している。

② 教員相互の授業参観について

現在は、前期及び後期の各一回実施している。

平成28年度前期 - 83.3%の参加率。（29名中25名の参加）

平成28年度後期 - 75.9%の参加率。（29名中22名の参加）

平成27年度 - 78.5%の参加率。（28名中22名の参加）

③ 学生満足度調査の実施

学生満足度調査については、卒業生を対象に卒業生満足度調査として平成27年

度より実施している。項目としては、「授業・教育課程について」、「大学の施設及び支援体制について」、「キャンパスライフについて」でアンケートを実施している。

平成 28 年度の卒業生満足度調査から、満足度は高いと考える。

【自己評価】

教育目的の達成状況の判定・評価方法の工夫について一層工夫する。平成 27 年度、本学の長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）が、大学教育再生加速プログラム（A P）に採択された。このことを契機として、さらに教育目的の達成状況の判定・評価方法の工夫について発展させていきたい。

（3）2 - 6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的の達成状況の点検・評価として、前述の授業評価アンケート、学生満足度調査、教員相互の授業参観、さらには、学修時間調査、資格取得状況の調査、就職状況の調査を行っている。

特に、授業評価アンケートについては、結果を直接担当教員へ伝え（フィードバックし）、授業改善に活かしているが、授業への学生満足度調査、学修時間調査については、今後分析・検討結果を教育改善につなげていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2 - 6 - 1】大学教育改革委員会規程

【資料 2 - 6 - 2】F D ・ S D 委員会議事録

【資料 2 - 6 - 3】授業評価案内通知、授業評価用紙、授業評価結果、授業自己点検・評価報告書

【資料 2 - 6 - 4】授業参観通知

【資料 2 - 6 - 5】卒業生満足度調査用紙、卒業生満足度調査結果

2 - 7 学生サービス

《2 - 7 の視点》

2 - 7 - ① 学生生活安定のための支援

2 - 7 - ② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1）2 - 7 の自己判定

「基準項目 2 - 7 を満たしている」

（2）2 - 7 の自己判定理由（事実説明および自己評価）

2 - 7 - ① 学生生活安定のための支援

【事実の説明】

[学生サービス・厚生補導の組織の機能]

学生サービスおよび厚生補導の観点から、本学には学生部が設置されている。メンバーは、教員 6 名（地域共創学科 3 名・子どもコミュニケーション学科 3 名）と職員 4 名で構成されており（年度によって人数の増減有）、月 1 回定例の会議を開催している。その内容としては、無断駐車や喫煙マナーなど学生生活上の問題提起から、新入生歓迎会・サマーフェスティバル、学園祭といった学生主体の行事の計画・運営に関することなど、多岐に亘る。その内容を審議し、掲示やメールを通して、教職員および学生への情報提供および共有を図っている。

また、学生の自治組織として学友会が存在する。学友会は、上記に示した新入生歓迎会から卒業パーティーに至るまで、年間を通して各種イベントの企画・運営に携わり、学生に対し、満足度の高い学生生活を送ってもらえるよう、日々努めている。

【資料 2 - 7 - 1】

[奨学金などの経済的支援]

① 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構（以下、機構）の奨学金は、全国に約 270 万人いる大学生のうち、30%以上にあたる者が貸与されているが、本学においても、この数値は同様である。この奨学金は、本学学生においても経済的支援に大きく役立っている。

そのような状況下において、今年度から大学推薦枠数の判断基準として、卒業生の奨学金返還率が最も重視されることとなった。奨学金の採用方法には、主に予約採用と在学採用の 2 種類が存在するが、予約採用（進学採用）の学生と異なり、在学採用は大学入学後の申し込み制で、事前に人数を推測することは難しい。そのため、機構から指示のある推薦枠数には、ある程度の余裕を持つておくことが必要不可欠である。

本学では、返還率を上げる取り組みとして、機構から貸与を受けた 4 年生に対しては、卒業前に返還に関する事前指導を行い、延滞することのないよう指導を行っている。また、その他の在学生に対しては、返還時の月額金額等、早期の段階から指導を目的とした定期的な面談を実施し、借りすぎるなどが無いよう、助言を行った。

【資料 2 - 7 - 2】

② 本学一般奨学金および特別奨学金

本学では、月額 30,000 円貸与型（一般奨学金）と授業料半期分相当貸与型（特別奨学金）の奨学金制度を構築している。例年、この奨学金を希望する者も少なくない。そのため、本学に在籍する日本人学生をはじめ、永住権を持たない留学生、家計急変者などへの貸与を行っている。なお、奨学金貸与に関する規程ならびに条件は、日本学生支援機構奨学金と同等の内容にしている。

【資料 2 - 7 - 3】 【資料 2 - 7 - 3 - ①】 【資料 2 - 7 - 3 - ②】 【資料 2 - 7 - 3 - ③】

【資料 2 - 7 - 3 - ④】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑤】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑥】

【資料 2 - 7 - 3 - ⑦】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑧】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑨】

【資料 2 - 7 - 3 - ⑩】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑪】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑫】

【資料 2 - 7 - 3 - ⑬】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑭】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑮】
【資料 2 - 7 - 3 - ⑯】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑰】 【資料 2 - 7 - 3 - ⑱】

③ 研修

上記（１）（２）で明記した通り、特に第二種奨学金の事業費は減少していくことが予想される一方、今後も奨学金貸与学生は現状維持、または増加する可能性が高い。奨学金担当職員は、各種研修会へ積極的に参加し、機構の方針、また将来的な構想を早期の段階で把握するとともに、さらなる知識向上を努める。

[課外活動への支援]

① サークル

現在、本学には 26 サークル（体育系 10・文化系 16（平成 29 年 5 月 1 日現在））が存在する。教員や保育士を目指す学生が多いこともあり、子供を対象とした各種イベントへ参加する団体やボランティアに関する団体などが存在する。

ボランティア活動を行っているサークルは、東日本大震災以降、災害ボランティアへの参加者を募り、定期的な活動を行っている。その際の旅費等に関しては、一部学友会費より補助金として支出している。また、よさこいサークルや地域交通サークル（本学付属高校の鉄道研究会との合同を含む）は、各地域で開催される各種イベントに参加しており、日頃の成果を発揮する機会が設けられている。これらのサークルは、学友会主体のイベントである新入生歓迎会やサマーフェスティバルにも参加しており、新たなメンバー獲得のために積極的な勧誘をしている。そして、学園祭時においても、模擬店の出店やパフォーマンスを通して、サークルのアピール活動を行っている。【資料 2 - 7 - 4】

② 学友会

学園祭をはじめとして、クラブ・サークル活動やサマーフェスティバル、クリスマス会等、協働と交流の場において、学友会の活動における後方支援を行っている。士気の高い、そして限られた人数で活動している学友会には（平成 28 年度は 11 名）、交流のある他学生の協力が不可欠である。入学式直後には、新入生歓迎会を実施し、サークル紹介を行うとともに、学友会への勧誘も行っている。

また、サークル費の配布や全学生を一堂に会する総会など、上記以外にも多くの業務を行っている。特に総会においては、学生からの意見や要望事項の検討を行う機会としている。

【資料 2 - 7 - 5 - ①】 【資料 2 - 7 - 5 - ②】

[健康・生活などの相談・心的支援]

① ハラスメントへの対応

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントをはじめとするハラスメントを防止し、学生の人権保護を行っている。特に、教育の場で起こりやすいアカデミックハラスメントには最大限注視し、不登校や休学に追い込まれる学生がないよう努め

ている。万が一、問題が生じた場合は、迅速に対応し、全教職員が危機意識を持っていけるように周知徹底を行い、ハラスメントのないキャンパスづくりの方向性を議論し、解決策とその後の方向性を討議するよう努めている。

また、全学生に配布している学生便覧にも、ハラスメントに対する対応などの詳細は明記している。

【資料 2 - 7 - 6】 【資料 2 - 7 - 7】

② 学生相談体制およびメンタルヘルス

学業・課外活動・進路・健康（精神不安定）等、学生生活のあらゆる側面で学生が抱える悩みや不安、問題に対し、生活全般のサポートを行っている。同時に、相談の背後にある悩みや不安、問題にも視点をあて、教職協働という視点に立ち全体で個々の学生を受け止め、情報交換・共通理解・連携を密にしながら対応を進める中で、学生のより良い成長・発達を支援できるように努めている。

本学では、臨床心理士資格を有するカウンセラーを週 1 回配置しており、主に保健相談室ならびに学生支援グループが窓口となり、学生からの相談を充実かつ容易にするよう努めている。

今後も、各ゼミナール担当教員、さらには入試担当や臨床心理士（緊急性を要する場合）とも連携を図り、メンタルヘルスケアを高めるよう不断のきめ細かな対応をしていく。

【資料 2 - 7 - 8】 【資料 2 - 7 - 9】

③ 保険

本学では、学生教育研究災害傷害保険（通学の特約を含む）に全員加入している。この費用に関しては、大学側が費用を負担しており、いかなる場合にも対応できるよう努めている。現在、学生賠償責任保険においては、学生教育研究災害傷害保険同様、全員加入型にするかどうか検討を重ね、平成 27 年度後期からの加入を実施している。なお、学園祭など、食物を扱う場合などには、生産物賠償保険などに適宜加入している状況である。

④ キャンパス内およびその周辺の全面禁煙の実施

学生からの要望により、平成 25 年度から受動喫煙防止のため、キャンパス内及び周辺（正門及びバス停付近を含む）の全面禁煙を施行した。本学の学生の中には、教員や保育士を目指す者が大半を占めており、学生指導に関しては、教職員の連携も必要不可欠であったため、その実現に努めた。

また、新入生に対しては、全面禁煙を周知するとともに、警察署や保健所と連携したセミナーの実施も行った。さらなる周知徹底を目的として、適宜規程の見直しならびに教職員の定期的な見回りを実施している。

【自己評価】

① 学生生活を安定させるための本学独自の奨学金貸与制度や、保健相談室と臨床心

理士が中心となり、メンタルヘルスに関する部分に関しても、十分に体制は整っていると判断している。

- ② 教職員の組織として、学生部会が存在することで、如何なる問題に対しても、早急に対応し回答を出すことができている、小規模な大学のメリットを最大限に活かすことができていると判断している。
- ③ 学生の自治組織である学友会と密に連絡を取り合うことで、各イベントに関する方向性や学生全体の意図していることを明確に把握することができている、補助金を給付することで満足度の高い活動ができていると判断している。

2 - 7 - ② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用 **【事実の説明】**

学生部は、定期的に学友会所属の学生と話し合いの機会を持っている。学友会主催のイベントをより良いものにするため、事前打ち合わせをはじめ、事後の反省会も実施して学生の意見や要望を把握と分析を行っている。また、年2回学友会主催で学生参加型の総会を開催しているものの、ゼミ長以外の参加者が多いとは言えず、学生からの意見の汲み上げが十分とはいえない。学長自ら教鞭をとり、直接学生に対して指導していることもあり、学長と学生の距離が非常に近く、講義の不明点や疑問点以外にも、頻繁に接する機会に恵まれている。その結果、学生の意見を直に感じることができる環境にあるため、整備や改善に対するスピーディーな対応が可能である。

また本学では、【資料2-7-6】【資料2-7-7】【資料2-7-8】【資料2-7-9】に示したように、ハラスメント相談委員会や学生相談委員会を開設しているものの、利用者はそれほど多い状況ではない。主に、保健相談室（常勤）ならびに臨床心理士（週1回）が対応しているが、顕在化しているのは少数である。潜在的な需要を把握するためにはオリエンテーションなどにて、学生に案内をしていくことが必要不可欠であると考ええる。

【資料2-7-10-①】 【資料2-7-10-②】

【自己評価】

- ① 新入生歓迎会や学園祭など、学生自身が中心となって行うイベントに関しては、学友会と定期的に面談や話し合いを行うことにより、意見の吸い上げや方向性の把握などの体制づくりにはできていると判断。
- ② 平成27年度、厚生施設は、体育館をはじめとして改修工事を行い、平成28年の年度初めに予定していた工程を終了した。学生の意見や要望を受け入れることにより、最良の方法で講義やサークル活動ができる環境が整備されるよう適宜討議を進めている。

(3) 2 - 7の改善・向上方策（将来計画）

- ① 例年、奨学金制度に関して、十分に理解ができていない学生がいる。また、本学独自の奨学金制度においても、在学途中に質問してくる学生もいることから、入学直後や年度初めなど、適宜周知していく必要があると考えられる。

- ③ 学生相談室の利用拡充に努める必要があると考えている。上記でも記述したように、潜在需要の掘り起こしが不足していることも否めない。年1回実施される健康診断等において、顕在化させられるよう努める必要があると考えられる。
- ③ 学生生活の満足度に関するアンケート調査など、定期的の実施していく必要がある。学友会とは適宜議論を重ねているものの、偏った意見である可能性も否めない。学生全体の意見を集約するためにも、学友会総会の充実とアンケート調査の実施の必要性を考えている。

【エビデンス集 資料編】

- 【資料編 2-7-1】 学生部担当教職員一覧
- 【資料編 2-7-2】 日本学生支援機構奨学金貸与者
- 【資料編 2-7-3】 本学一般奨学金および特別奨学金貸与者
 - 【資料編 2-7-3-①】 奨学金希望調査票
 - 【資料編 2-7-3-②】 奨学生願書
 - 【資料編 2-7-3-③】 奨学生採用決定について（通知）
 - 【資料編 2-7-3-④】 奨学生採用決定通知
 - 【資料編 2-7-3-⑤】 奨学金口座振替申込書
 - 【資料編 2-7-3-⑥】 奨学金借用証書
 - 【資料編 2-7-3-⑦】 奨学金借用証書
 - 【資料編 2-7-3-⑧】 奨学金振込口座届
 - 【資料編 2-7-3-⑨】 奨学金振込口座資料
 - 【資料編 2-7-3-⑩】 返還誓約書
 - 【資料編 2-7-3-⑪】 誓約書
 - 【資料編 2-7-3-⑫】 奨学金返済明細書
 - 【資料編 2-7-3-⑬】 返還誓約書
 - 【資料編 2-7-3-⑭】 奨学金返済明細書
 - 【資料編 2-7-3-⑮】 奨学金返還説明会配布資料
 - 【資料編 2-7-3-⑯】 奨学金返還説明会配布資料
 - 【資料編 2-7-3-⑰】 奨学金返還猶予願
 - 【資料編 2-7-3-⑱】 奨学金返還猶予願
- 【資料編 2-7-4】 クラブ・サークル一覧表
- 【資料編 2-7-5-①】 学友会メンバー
- 【資料編 2-7-5-②】 学友会メンバー
- 【資料編 2-7-6】 ハラスメント委員会教職員一覧
- 【資料編 2-7-7】 ハラスメント相談委員教職員一覧
- 【資料編 2-7-8】 学生相談詳細
- 【資料編 2-7-9】 学生相談委員会教職員一覧
- 【資料編 2-7-10-①】 新入生歓迎会広報用チラシ
- 【資料編 2-7-10-②】 サマーフェスティバル広報用チラシ

2 - 8 教員の配置・職能開発等

≪ 2 - 8 の視点 ≫

2 - 8 - ① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2 - 8 - ② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2 - 8 - ③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2 - 8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2 - 8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2 - 8 - ① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

平成 29(2017)年度における本学の学科別教員数は、エビデンス集（データ編）【表 F-6】（全学の教員組織）に示すとおりである。設置基準上の必要な教員数・教授数は確保されており、教育課程が円滑に遂行できるよう、適切に配置されている。

また、地域共創学科では、教職課程（中学校・高等学校「英語」「英語」）に必要な教員配置、子どもコミュニケーション学科では、教職課程（幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭（知・肢・病））や保育士資格に必要な教員配置が、それぞれ適切に配置されている。

全開講科目に対する専任教員担当比率はエビデンス集（データ編）【表 2-17】（学部、学科の開設授業科目における専兼比率）のとおりであり、専門科目において専任の比率が高く、必修科目においては特に高いことから主要授業科目への専任教員の配置状況も適切であるといえる。

浜松学院大学は、「専門知識・技能」に精通した専門家を養成することを目的とした専門教育のみならず、「現代社会の理解」に優れた人間性豊かな「地域社会に有為な人材」の育成を教育目的に掲げており、その教育研究の組織を充実、発展させるように努めてきた。平成 29 年度の専任教員組織は現代コミュニケーション学部 28 人（学長を含む）であり、そのうち教授が 15 人、准教授が 5 人、講師が 8 人である。このうち女性は 9 人であり、外国人教員は 1 人である。

本学は地域社会のニーズに応じて、「経営」、「心理」、「子ども」の分野で、平成 28 年度からは「地域政策」、「観光ツーリズム」、「グローバルコミュニケーション」の分野に貢献できる人材を育成して、地域に送り出している。「地域に有為な人材を育成する」という教育目的に照らして、適切な構成となるように努めている。

【自己評価】

設置基準上必要な教員数・教授数が確保されており、また、教職課程・保育士資格課程上必要な教員数も確保され、専門分野に応じた教員配置となっている。

2 - 8 - ② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をは

はじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用・昇任に関しては、「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」により、学長は人事委員会及び選考委員会の審議内容等を考慮して、候補者を理事長に内申し、承認を得ることとなっている。しかし、採用については教員の欠員による補充が殆どであり、教員の年齢構成や学部としての将来構想のもとに教員採用を実行することは困難な点も多い。今後、学生数を確保する中で、学内の人事委員会と連携しながら、学長や理事長のガバナンスにより、長期的観点から検討をはかっていく必要がある。

教員評価については、授業に関する自己評価を実施しており、学生からの授業内容などによるアンケート調査の集計や結果の分析及び今後の授業改善への取り組みにフィードバックできるように取り組んでいる。今後は、教員の研究業績、社会貢献、本学への貢献など総合的に評価する体制を検討していく。

【自己評価】

教員の採用、昇任については、学長のリーダーシップの下、公平性と透明性をもって実施されている。FD、SDについては、大学の方針をさらに共通理解するよう、より一層充実させていく。なお、SD研修においては、計画書に基づいて適切に行われている。

2 - 8 - ③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

教養教育は主として、1、2年次にそして一部3年次で実施しており、全学的に共通で「基本教育科目」として設定されている。「基本教育科目」はコミュニケーション・スキルを身に付けるための科目群「コミュニケーション・スキル」と大学生としての教養知識を学修する「教養科目」が配置されている。

特に必修科目である「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」については5クラス的能力別クラスとし、充実した教育を行っている。

教養教育の科目配置については、全学的な科目検討の組織である教務部が各学科教員（各学科会議）の意見を聴き、また、大学教育改革委員会からの意見を反映して設定をしている。

教養教育の実施についても、特にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れたDiCoResプログラムの科目として充実を図るよう、大学教育改革委員会を中心とした教学マネジメント体制の中でも検討しているところである。

【自己評価】

教養教育実施のための体制は整備されていると判断できる。

(3) 2 - 8 の改善・向上方策（将来計画）

適切な教員配置と教員の質の向上は、学校教育の根幹に関わることであり、常に意

識しておくべき重要な事柄である。地域共創学科の専攻を変更したことにより、学生数が徐々に伸びてきていることから、より一層適切な教員配置と教員の質の向上に向けた取り組みを強化していく。

2 - 9 教育環境の整備

《2 - 9 の視点》

2 - 9 - ① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2 - 9 - ② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2 - 9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2 - 9 の自己判定理由（事実の説明および自己評価）

2 - 9 - ① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

本学は、静岡県浜松市中区布橋の市中心部の自然環境豊かな文教地域にあり、この布橋キャンパスのほかに短期大学部が使う住吉キャンパスがある。大学設置時において、短期大学部の一部施設を除き、両キャンパスの校地、校舎は共用施設となっており、資産登録上も収容定員により按分されている。

布橋キャンパスの校地、校舎は、平成 16（2004）年度の大学開学に合わせ、現代コミュニケーション学部に必要な施設として整備し、共用ではあるが大学運営における実態としては、大学の講義はすべて布橋校舎で行われていた。平成 19（2007）年度の子どもコミュニケーション学科の設置以降、同系統の学科を持つ短期大学部の住吉キャンパスの特別教室を使用して、一部の授業が行われていたが、現在は音楽室、小児保健実習室、図工室、家庭科室、ピアノ練習室など、布橋キャンパスに徐々に特別教室が整備されてきている。

運動場も短期大学部との共用としている。同市内の約 6km 離れたところにあり、サッカー部等クラブ活動に利用しているが、日常の体育の授業は体育館で行っている。布橋キャンパスの体育館を平成 27 年度に改築し、現在は旧体育館と同等の広さを持ち、更に 2 階にサブアリーナを設置した新体育館で、体育のみならず表現系の授業など多目的な教育活動に活用されている。

両キャンパスの施設は、同一市内の約 2km 圏内の徒歩 30 分、車で約 5 分という近距離に位置しているものの、日常の授業等は、主に大学は布橋校舎、短期大学部は住吉校舎で行われている。

【資料 2 - 9 - 1】

①校地・校舎等の面積

ア 収容定員数は、学部学生 640 名である。

イ 校舎敷地は、布橋キャンパスと住吉キャンパス合わせて 28,062.3 m²で、運動場、その他（駐車場）を合わせた校地の総面積は 47,576.2 m²である。大学設置基準上必要な校地面積 6,400m²（併設の短期大学部の基準面積 2,800m²を合わせても 9,200m²）を大幅に上回っている。

ウ 校舎は布橋キャンパスに 1 号館、3 号館、4 号館、5 号館、図書館、住吉キャンパスに 1 号館、2 号館、3 号館、図書館、大学会館があり、校舎総面積は 19,270.1 m²で、大学設置基準上必要な校舎面積 4,296.8m²（併設の短期大学部の基準面積 2,850m²を合わせても 7,146.8m²）を大幅に上回っている。

エ その他体育施設として両キャンパスに体育館があり、布橋体育館 1,653.6 m²、住吉体育館 1,056.4 m²である。総面積は 2,710.0 m²である。

②教員研究室等（教員研究室の概要）

教員研究室の総数は、個室 29 室、面積 802.0m²である。教員一人当たりの平均面積は 27.7m²となっている。

③講義室等（講義室・演習室・学生自習室等の概要）

大学が使用している布橋キャンパスの 1 号館、3 号館、4 号館、5 号館には、講義室 13 室に加え、ゼミ室、図工室、模擬教室、小児保健実習室、家庭科室、理科室、音楽室、パソコン教室などの演習室 14 室、実験・実習室 9 室、学生自習室 1 室などの教育関連施設が整備されている。耐震補強工事については、平成 16（2004）年度の大学開学時に行っている。

また、各講義室にはプロジェクター、DVD プレーヤー等が配置され、インターネット接続環境も整っている。

本学の情報施設には、デスクトップパソコン 46 台に、2 人に 1 台のモニターを設置した資料提示システムがある授業用演習室 DCR（デジタル・コミュニケーション・ルーム）1 室のほか、デスクトップパソコン、プリンタを使った自習ができる DCL（デジタル・コミュニケーション・ルーム）1 室がある。またノートパソコンを使用できる情報コンセントは、DCL、学生ラウンジ、図書館閲覧室、教室内などに設置され、館内は光ケーブルによる LAN 配線がされている。

学生の自習室は、パソコンを使った自習ができる DCL（デジタル・コミュニケーション・ラウンジ）のほか、学生ラウンジと図書館を開放している。

校舎内には、教育関連施設のほか、カウンセリングルーム、学生ラウンジ、学生食堂、就職相談室、クラブ室など学生のための厚生施設、教員研究室、保健相談室、事務室、会議室などの管理施設が整備されている。

また、別棟として体育館及び図書館がある。体育館は平成 27 年度に改築されており、旧体育館と同等の面積を有するアリーナ部分と、多目的な活用が可能となるサブアリーナを含む、総面積 1,653.6 m²の施設である。

図書館は布橋キャンパスと住吉キャンパス（分館）にあり、短期大学部と共用の施

設となっている。総面積は 3,235.0 m²で、閲覧席 215 席、視聴覚コーナー、少人数学習室として 3 部屋 49 座席を備えている。住吉分館を含めた所蔵図書数は 149,153 冊、定期刊行物 2,591 種類、視聴覚資料 1,449 点を数え、図書館情報ネットワーク端末により両館の図書検索が可能となっている。閉館時間は夜 19 時となっており、開館日、開館時間など利用者の要望に応じている。

図書館は、学生の学習と研究の支援に貢献するだけでなく、一般社会人や高校生へも開放しており、学生及び教職員からは、図書、視聴覚資料等の購入希望を受け付けるリクエスト制度を推進し、一層の図書館利用の利便性向上に努めている。

④ コンピューター等の IT 施設の整備

本学の情報施設には、デスクトップパソコン 46 台に、2 人に 1 台のモニターを設置した資料提示システムがある授業用演習室 DCR(デジタル・コミュニケーション・ルーム) 1 室のほか、デスクトップパソコン、プリンタを使った自習ができる DCL(デジタル・コミュニケーション・ルーム) 1 室がある。またノートパソコンを使用できる情報コンセントは、DCL、学生ラウンジ、図書館閲覧室、教室内などに設置され、館内は光ケーブルによる LAN 配線がされている。

IT 施設の管理は、PC 管理室に配属された職員が導入業者と連絡を取りながら対応している。また、コンピューターに関する相談窓口としても PC 管理室が対応している。

⑤ 施設・設備の安全性(耐震性)の確保

布橋キャンパスは、前県立大学短期大学部の土地、校舎を購入し、平成 16(2004)年度の大学開学に合わせ、リフォーム改修した施設である。また本学は、東海地震に係る地震防災対策強化地域にあることから、布橋キャンパス、住吉キャンパスの校舎ともに平成 16(2004)年度の大学開学時に、大部分の施設について耐震補強工事を行った。

その際に補強工事が困難とされた 2 号館は、使用を禁止された建物として残されていたが、安全確保の観点から平成 26 年度に解体することが理事会で決定され、同じく平成 26 年 3 月に行った耐震診断で強度不足が判明した体育館についても改築することが決定した。いずれも平成 27 年度に工事が完了しており、施設設備の安全性は確保されている。

⑥ 施設・設備の利便性(バリアフリー等)

布橋キャンパスの校舎にはエレベーターがない。玄関には車椅子用のスロープを設けるとともに自動ドアとしており、建物 1 階の移動はできるが 2 階以上への移動手段としての設備が整備されていない。

住吉キャンパスは、平成 16(2004)年に行った耐震補強工事の際に、車椅子用のスロープや障がい者用の昇降機を階段に設置するなどのバリアフリー化の工事を行ったが、エレベーターの設置に至らず、3 階以上への移動手段はない。

⑦附属施設等（附属施設の概要）

本学「子どもコミュニケーション学科」及び短期大学部の「幼児教育科」の学生の学修に資するため、浜松市内に「浜松学院大学附属幼稚園」を、袋井市には認定こども園である「浜松学院大学附属愛野こども園」を併設している。地域の子育て支援に貢献するとともに、学生の実習園として、あるいは教員の研究施設として活用されている。

【資料 2 - 9 - 2】

【自己評価】

本学は、両キャンパスとも施設の老朽化が進んでおり、施設設備の更新について学園全体の施設を対象とした優先順位のもとに、中・長期的な施設整備計画を策定しており、大学と短大においては、将来のキャンパス統合を前提とした計画としている。

また、校舎内のバリアフリー化も今後考えなければならない課題であると認識している。

2 - 9 - ② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

子どもコミュニケーション学科は指定保育士養成施設基準を遵守し、1クラスの定員は50名以下で編成している。小教室が多数ある環境を生かし、少人数教育を行っている。

履修人数が教室の座席数を超えた場合は、大教室へ教室変更することよりも、特に教育関係、保育士関係の演習形式の科目が多いことから、2クラス、3クラスに分けることで対応している。

ゼミナールについては、学生が希望する教員・ゼミナールクラスを選択することになっているが、教育効果を考え、第2希望・第3希望を聞き、10人前後の少人数のゼミナールとなるように調整している。

【自己評価】

講義を行う上で学生数が適正に管理されており、基準を満たしているといえる。

(3) 2 - 9 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢や教育行政のあり方等を踏まえて、必要に応じた授業形態を工夫するために特別教室（保育実習室、家庭科室、図工室等）の整備を図って学生のための教育環境を計画的に整備していく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2 - 9 - 1】興誠学園キャンパス配置図

【資料 2 - 9 - 2】布橋キャンパス校舎平面図

【基準2の自己評価】

地域共創学科、子どもコミュニケーション学科ともに入学定員、収容定員を満たせていないが、アドミッション・ポリシーに基づく多様な入学試験を行っており、また入学者選抜の実施体制も適切な運営を行っている。今後は DiCoRes プログラムなどの教育方法の改革を図ることや地域共創学科については新しい 3 専攻を計画通り充実させること、また入試制度においては学力の 3 要素を多面的総合的に評価できる入試制度や他大学の事例研究や高等学校のニーズのヒアリングを行い、入学定員確保に努める。

教育課程及び教授方法については、今後は 3 つのポリシーについて、特にカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。さらに検証し、学生に明示できるようナンバリングやカリキュラムマップの作成を行っていく。

中途退学者については、特に GPA を利用した学部長嚴重注意、学科長の指導を適切に行っているが、さらに喫緊の課題として検討していく。

単位認定・卒業認定については、その要件を「学則」等で明示し、「学生便覧」やオリエンテーションで周知している。今後はディプロマ・ポリシーに即した卒業認定制度を実施していく。

両学科とも毎年良好な就職率を維持しており、教育課程の内外を通じてのキャリア支援が着実な成果を上げている。

教育目的の達成状況の評価と工夫については、授業評価アンケートと教員へのフィードバック、相互の授業参観など実施しているが、大学教育再生加速プログラム（A P）に採択された長期学外学修プログラムの実施を契機にさらに教育目的の達成状況の判定・評価方法の工夫を行う。

厚生施設については、体育館をはじめとして改修工事を行い、予定した工程を修了した。学生の意見・要望を聞き、必要な施設・サービスを提供している。

教員の配置については、設置基準上必要な教員数・教授数が確保され、教育課程が円滑に遂行できるよう、適切に配置されている。

教育環境の整備については、自然豊かな環境のもと、校地、校舎とも、大学設置基準を十分満たす面積を有し、教室、図書館、研究室等の必要な教育施設、その他学生のための福利厚生施設も整備されており、快適で良好な教育環境が保持され活用されている。ただし、厳しい財務状況の中ではあるが、単年度予算の中で計画的に行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

3 - 1 経営の規律と誠実性

《3 - 1 の視点》

3 - 1 - ① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3 - 1 - ② 使命・目的の実現への継続的努力

3 - 1 - ③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3 - 1 - ④ 環境保全、人権、安全への配慮

3 - 1 - ⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3 - 1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3 - 1 - ① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

建学の精神に基づき質の高い教育活動を行うとともに、これを継続できる経営の安定が求められており、学校法人及び教育機関の公共的・社会的責務を果たすうえで、経営の規律を確保することは極めて重要なものと認識している。

法人全体の倫理規程は定めていないが、中・長期計画を策定し、その中で法人全体の目指す目標を提示するとともに、目標を実現する具体的な方策や財務計画を盛り込み、役員及び教職員に明示し、また公表している。なお、事業計画や予算等は、この中・長期計画に位置づけており、併せて目的別予算により事業の費用対効果や事業の点検、見直しに努めている。

また、具体的な経営に関する事務執行は、根拠となる経理規程や調達規程等の学園諸規程に則り、厳正に行われている。例えば、資産運用規程では、法人経営の公共性に鑑み、健全で安定的な経営を旨とし、資産運用の限度額や執行責任等を明確にしている。

さらに、事務に従事する職員については、就業規則により、厳守すべき服務心得や制裁事由を定め、適切な法人運営を図っている。

【資料 3 - 1 - 1】 【資料 3 - 1 - 2】 【資料 3 - 1 - 3】 【資料 3 - 1 - 4】

【資料 3 - 1 - 5】

【自己評価】

学校法人及び教育機関の、公共的・社会的役割と責任を自覚し、経営の規律と誠実性を維持し適切に運営していると評価している。

3 - 1 - ② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学は、現代コミュニケーション学部、地域共創学科と子どもコミュニケーション学科の1学部2学科で構成されている。地域共創学科は、地域の社会や産業に貢献することのできる、創造性が豊かで、実践力のある人材の育成を、子どもコミュニケーション学科は、高い専門性と実践力を備えた教育者や保育者の養成をそれぞれ目的としている。これらの目的に沿い、運営委員会、教授会、学内運営組織（入試部、広報部、教務部、学生部、就職支援部、研究部）と各々に対応する委員会を中心に実態の分析や課題の発掘と対応策の立案を行っている。

また、課題等に応じて、適宜検討委員会を設けることもある。これらの委員会からの提案は、運営委員会で審議検討され、教授会に報告することとなっている。事項によっては、理事会の議案として審議することもある。

【自己評価】

本学は、1学部2学科で学部教授会を行っているため、教職員の意思疎通は円滑に行われている。また、教職員間での共通認識も持ちやすいため、大学が目指す方向性については着実に進められていると評価している。

3 - 1 - ③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学設置、運営に関する法令の遵守

【事実の説明】

大学経営にあつては、大学の設置や運営に関する法令及び一般法令の遵守が重要である。本学は、関係の法令に適合するよう、法人の寄附行為や大学学則をはじめとする諸規程を整備し、これに従って大学設置及び運営を行っている。

【自己評価】

大学の設置及び運営は、法令に則り適正に行われている。

3 - 1 - ④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

本学は、旧県立大学短期大学部の校舎を活用し、耐震補強工事及びリフォームを行って大学施設としてきた。しかし、一部の建物（2号館や体育館）は耐震工事を行っていなかったため、学生の安全を確保するため、平成27年度に2号館を解体し、体育館は改築（平成28年2月末完成）した。

安全で快適な教育環境を整備するため、施設整備に加えて校内への桜の植樹を計画的に進めるなど、自然環境へも配慮している。また、夏季のクールビズや冬季のウォームビズを全教職員が実施し、冷暖房の温度設定など省エネ対策にも取り組んでいる。

自然災害の発生を想定した安全対策としては、学内運営組織の学生部が中心となり点検や防災訓練等を行っている。また、学校法人興誠学園防災管理規程及び浜松学院

大学危機管理計画を基に、消防計画、地震防災応急対策計画を作成し、災害時には防災本部を立ち上げ、迅速な対応を図れるようにしている。

学生、教職員の心身の健康管理等は、保健相談室が中心となり実施している。保健相談室には養護教諭が常駐しており、傷病等の応急処置、学生相談の対応をしている。また精神的な悩み、学業や対人関係の不安や問題を持つ学生の相談支援のため、保健相談室がネットワークの核となって、カウンセラー・専門機関・キャリアカウンセラー・保護者と連携をとり、学内各課、教職員とも、情報交換により共通理解を図ったり、対応についての学内研修の場を設けたりしている。

ハラスメント対策としては、浜松学院大学ハラスメント防止対策規程を定めて、同規程に基づき浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程を整備し、学生、教職員等が常時、苦情及び相談が受けられるようにしている。さらに、教育の場で起こりやすいアカデミックハラスメントには最大限注意し、不登校や休学に追い込まれる学生がないよう努めている。

【資料 3 - 1 - 6】 【資料 3 - 1 - 7】 【資料 3 - 1 - 8】 【資料 3 - 1 - 9】
【資料 3 - 1 - 10】

【自己評価】

安全・安心及び快適な教育環境の整備、省エネ・省資源対策の展開や、人権を守る体制の整備など、環境保全、人権、安全に配慮している。

3 - 1 - ⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

本学の教育・研究活動に関する情報提供は、以前から積極的に行っており、ホームページなどを活用して、わかりやすさを心がけ最新の情報を提供することとしている。

情報発信を担当する組織として、広報部、総務・入試グループや情報管理委員会があり、これらの組織等が中心となり広報と大学紹介を行っている。

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げられている情報の公表を、ホームページで行っている。他に、授業評価アンケート、設置計画履行状況報告書、自己評価報告書、研究及び公的研究費に関する規程、教育研究活動等の状況等についてもホームページで公開している。

財務情報の公開については、学校法人会計基準並びに私立学校法に基づき、学園財務情報公開規程を定め、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を、ホームページに掲載している。また、在学生、学生の学費負担者、学園の債権者等に対しては、常に情報開示する体制を整えている。

【資料 3-1-11】

【自己評価】

大学からの情報は、ホームページ、大学案内パンフレット、入試要項等によるほ

か、市民対象公開講座、各種主催セミナー、イベント、施設公開、オープンキャンパスなどの機会に積極的に提供している。

また、法令に定められている情報の公表については、学園の財務情報公開規程に基づき、教育研究活動等の状況とともに、ホームページで公表しており、適正に行われている。

(3) 3 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性を維持するため、ルール of の遵守について日常から留意するとともに、安全で快適な教育環境の整備や、環境保全につながる省エネ・省資源対策、適切で積極的な情報公開に努め、社会の要請に応えていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3 - 1 - 1】中・長期計画「興誠未来創造計画」

【資料 3 - 1 - 2】学校法人興誠学園経理規程

【資料 3 - 1 - 3】学校法人興誠学園調達規程

【資料 3 - 1 - 4】学校法人興誠学園資産運用規程

【資料 3 - 1 - 5】学校法人興誠学園職員就業規則

【資料 3 - 1 - 6】学校法人興誠学園防災管理規程

【資料 3 - 1 - 7】浜松学院大学危機管理計画

【資料 3 - 1 - 8】消防計画・地震防災応急対策計画

【資料 3 - 1 - 9】浜松学院大学ハラスメント防止対策規程

【資料 3 - 1 - 10】浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程

【資料 3 - 1 - 11】学校法人興誠学園財務情報公開規程

3 - 2 理事会の機能

《3 - 2 の視点》

3 - 2 - ① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3 - 2 の自己判定

「基準項目 3 - 2 を満たしている。」

(2) 3 - 2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3 - 2 - ① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

大学を巡る厳しい社会環境の下で、その社会的役割を果たし続けるためには、質の高い教育・研究の推進と、これを継続するための経営基盤の強化や健全な財務体制の確立が共に必要不可欠である。また、それぞれの目標の達成は、両者が相互に密接に連携し、それぞれの取組が相乗的な成果を得ることで初めて可能になると考えている。

学園を取り巻く厳しい情勢と学園組織・運営の強化の要請から、当学園では、平成 20 年 4 月から学長に就任し同時に理事として学園運営に参画してきた前学長が、平成 24 年 7 月から理事長に就任し、学長と理事長を兼務する体制をとった。このことにより、学園寄附行為及び関係法令等に基づき、特に大学における教学内容の見直しや、学長ガバナンスの強化を進め一定の成果をあげるなど、経営と教学の両面で、一体的で強力な運営を図ってきた。

平成 28 年 7 月の役員改選において、新理事長が選任され、理事長と学長の兼任体制は解消されることとなったが、理事長は副理事長からの就任、学長は学部長からの就任と、何れもこれまでの学園および大学の運営方針を熟知している者が選任されており、引き続き、経営と教学の一体的運営方針のもとで運営が図られている。

理事会は、学園寄附行為及び関係法令に則り、所定の事項について審議するほか、重要な法人運営方針等については特別に審議・議決を行うなど、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決するとともに、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしている。また、経営責任を担う理事会の責務に基づき、諸学校の財政運営の関与等を通じ、法人事業全体の適正な管理運営を支えている。

理事会は、寄附行為及び私立学校法第 36 条の規定に則り理事長が召集し、議長を務め、適切に運営されており、大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集するとともに、その社会的責任を認識し、私立学校法及び学内規程の定めるところに従い、情報公開を行っている。

また、学校法人運営及び大学運営に必要な規程を整備し、関連法令の改正や、業務運営の課題解決など、必要に応じて、寄附行為等が定める所定の手続きにより、規程の改正等を行っている。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している者の中から、寄附行為及び私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき、寄附行為が規定する定数の上限の 12 名が選任されており、選任については学校教育法第 9 条（校長、教員の欠格事由）や兼任制限等、関係法令の規定に従い、適切に行われている。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】

〔自己評価〕

理事会は、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしており、十分に機能していると判断している。

（3） 3 - 2 の改善・向上方策（将来設計）

理事会は、法人経営の最高意思決定機関であり、最終的な責任を担う主体である一方で、社会情勢が急激に変化し、課題も多様になっている中で、理事会の業務をよりスピード感を持って行うことができるよう、理事長のもとで法人業務を分担し責任を担う執行理事の選任を検討していく。

また、理事長の経営判断等に係るリーダーシップの実効性を支え、理事会における活発な審議等に資するため、経営環境の把握や学園の各部門の経営状況等を提供する

とともに、理事長の指示を受けて法人経営全般にわたり、調整、相談、指導を担う法人本部事務局の機能の強化を図っていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3 - 2 - 1】 学校法人興誠学園 寄附行為

【資料 3 - 2 - 2】 理事会等の開催状況

【資料 3 - 2 - 3】 学校法人興誠学園 役員選任規則

3 - 3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪ 3 - 3 の視点 ≫

3 - 3 - ① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3 - 3 - ② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3 - 3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3 - 3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3 - 3 - ① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

大学がその目的を達成する過程において、教授会の権限を明確化することが重要であるとの認識が共有され、教授会の見直しを行った。

『学校教育法』が規定する、「教授会が審議すべき重要な事項」の具体的内容として、①教育課程の編成、②学生の身分に関する審査、③学位授与、④教員の研究業績等の審査等については、教授会の審議を十分に考慮したうえで、学長が最終決定を行うこととした。

教授会の本来的機能・役割は、教育・研究の担い手である教員の組織であることを基盤として、大学における教育研究上の重要な事項に関して、学長、学部長が意見を聴取する学長の諮問機関としての役割を担うことであり、また、理事会や運営会議等での決定事項について情報共有する場でもある。学長は教授会で聴取した様々な意見を、自らの判断で大学運営に適切に反映させることができ、教授会は活発な議論をしていくことで学長のガバナンスを支えている。

改善した主な項目は以下のとおりである。

- ① 学長が学内全体を統治することを明確化した。
- ② 教授会は諮問機関であるとの位置づけを明確化した。
- ③ 教員は予算配分や人事（採用や昇任）の決定に直接関与しないことを明確化した。
- ④ 学長のガバナンス・リーダーシップを重視するが、自由闊達な議論を制約するものではないことを明確にした。
- ⑤ 学内規定や慣習等には見直すべき事項が多数存在するため、逐次それらを見直し、時代に適合した大学運営の実現を目指していくことを明確にした。

〔自己評価〕

学則改定等を行い、教授会の役割や学長のガバナンスについて明確にしていると評価する。

3 - 3 - ② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

〔事実の説明〕

学長は大学経営のビジョン「地域に愛され、頼もしい大学であり続ける」を教職員に示し、学長の考えを学内に徹底していることで、業務執行におけるリーダーシップを図っている。

また、大学教育改革委員会（運営委員会）を設置して、大学の意思決定と業務遂行上の諸課題に対して、迅速に対処するようにしている。大学の意思決定や業務遂行における学長のリーダーシップが、状況に応じて揺れ動くことによって一貫性を失うことがないように、教授会で指示や協議などを行う前に、大学教育改革委員会（運営委員会）において協議を行い一貫性の確保に心がけている。

〔自己評価〕

大学の意思決定組織は整備されており、学長のリーダーシップのもとに機能的に運営されていると評価する。

（3）3 - 3の改善・向上方策（将来計画）

学内規程や慣習を適切に見直し、学長のリーダーシップのもとに、時代に合った大学運営を目指し、改革を進めていく。

3 - 4 コミュニケーションとガバナンス

《3 - 4の視点》

3 - 4 - ① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3 - 4 - ② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3 - 4 - ③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3 - 4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

（2）3 - 4の自己判定理由（事実の説明および自己評価）

3 - 4 - ① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

〔事実の説明〕

学校法人興誠学園では、理事長を代表とする法人組織と、学長等をトップとする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、両者が密接に連携し、問題意識や目

標を共有する基盤に立って適正な運営が図られている。

このような運営体制の中、当学園では平成 24 年 7 月から、理事長が学長を兼ねる体制となり、学園寄附行為及び関係法令等に基づき、経営と教学の両面において、一体的で強力な運営を図ってきた。理事長は、法人を代表し、理事会の付託とチェックのもとで、建学の志に根差した経営と財務の改善等に取り組み、学園全体の発展に寄与するとともに、学長として、理事会による経営方針等を教学の現場で具体化し、特に教学内容の見直しや大学運営における学長ガバナンスの強化等を進めるなど、大学の健全かつ適切な運営に当たってきた。

平成 28 年 7 月の役員改選において新理事長が選任され、兼務による一定の成果が果たされたことから、学長と理事長の兼務体制は解消されることとなったが、副理事長からの理事長就任、学部長からの学長及び学長理事就任と、何れもこれまでの学園及び大学の運営方針を熟知している者が選任されている。学長は常に理事となり、理事会や常任理事会に出席して、大学運営の責任者である学長としての立場と、法人運営の理事としての立場を併せ持ち、それぞれの役割を果たしている。

また、各部門からは役員である所属長等の学内理事が理事会や常任理事会に出席するほか、役員でない所属長等の管理職員も陪席者としてこれらの会議に出席することになっている。学園運営に関わる諸課題を把握・認識するとともに協議を直接聴き、場合によっては意見を述べることができ、各部門における学校運営も、学園運営方針を理解したうえで進めることができている。

【自己評価】

法人と大学との間の共通認識による連携が図れる体制となっており、意思決定の円滑化にも役立っていると判断する。

3 - 4 - ② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、業務及び財務の状況について監査及び指導助言を行うとともに、理事会等に出席して各学校の事業内容や経営全般に対して意見を述べている。

学校法人の業務及び財産の状況については、毎会計年度、会計報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出し、業務執行等については各部門に対して監査を実施し、意見や提案等について監事意見書に取りまとめ報告している。

また、評議員会は寄附行為及び私立学校法第 44 条に基づき選任された 30 人の評議員をもって組織され、学園寄附行為及び関係法令に則り、予算や事業計画のほか、財務に関する事項や重要な運営方針等について、理事長の諮問に応え適切に運営されている。

【資料 3-4-1】

〔自己評価〕

常任理事会や理事会に役員以外の幹部職員等の陪席者が出席し、学園運営に関する協議内容を直接理解することができる環境は、各部門におけるガバナンスの発揮に繋がると同時に相互チェックにも繋がっていると考えている。

監事は学校法人の業務及び財産の状況について監査及び指導助言を行っており、また、評議員会は重要な運営方針等について、理事長の諮問に応え適切に運営されており、客観的な立場からのチェック体制が機能していると判断する。

3 - 4 - ③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

〔事実の説明〕

理事長は、建学の精神及び教育の理念・目的を理解し、法人事業を継続するための経営基盤の強化や健全な財務体制の確立に取り組むとともに、社会の要請に応え質の高い教育を提供することを通じ、学園の発展に寄与している。

理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮する一方で、学長、校長、園長との意見交換等を通じ、各学校の運営状況を把握している。また、全教職員一人一人のアイデアや意見を募集し、職場の業務改善や活性化を図るために、職員提案制度を設け、実行可能な提案については直ちに業務に反映させ、学園の発展に有為な中・長期的な提案については、中・長期計画「興誠未来創造計画」に反映している。

大学においては、学長が校務分掌として各部会に事務職員を配置し、教員と事務職員との間で行われる意見交換や情報交換により、日常業務の改善や効率化のアイデアが提案されやすい環境とし、全教職員による大学づくりを目指している。

【資料 3-4-2】

〔自己評価〕

学校経営に関わる重要課題については、理事長が学校現場の状況を的確に把握し、リーダーシップを発揮するとともに、各部門とのコミュニケーションによるボトムアップのほか、提案制度によるボトムアップが行われている。また現場である大学運営に関わる事項は、学長がリーダーシップを発揮するとともに、直接学生と関わる教職員のアイデアを取り入れるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が図られている。

(3) 3 - 4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の監事は適切に業務を執行してきているが、学校法人の運営上の課題が益々増大し、多様化していく中で、適切な財務処理に加え、業務全体の執行にわたる監査指導・助言機能等が重要になっている。このため、監事業務を補助し、又は自ら運営について監査・指導する学内監査室の設置等の組織的な対応について考えていく。

また、教授会の審議事項の前に、学事経営報告として、学長より理事会の報告が行われているが、教授会構成員全体でさらに学園と大学全体についての共通認識を持てるよう、正確な情報提供に努めていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3 - 4 - 1】 学校法人興誠学園監事監査規程

【資料 3 - 4 - 2】 職員提案制度実施要領

3 - 5 業務執行体制の機能性

《3 - 5 の視点》

3 - 5 - ① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3 - 5 - ② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3 - 5 - ③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3 - 5 の自己判定

「基準項目 3 - 5 を満たしている。」

(2) 3 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3 - 5 - ① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

本学は、1 学部 2 学科の構成になっており、充実した教育研究活動が行われるように専任教員 28 名と事務職員 27 名（非常勤職員含む）を擁している。

本学の教育研究活動は、大学教育改革委員会、運営委員会、教授会において十分審議された方針のもとに展開されている。また、教員で組織する大学運営組織体制を作り役割を明確化している。大学運営組織は入試部、広報部、教務部、学生部、就職支援部の他に、附属運営機関として地域共創センター、教職センター、学習支援センターで構成されている。教員が部長となって教育研究の改善・充実等様々な問題を検討している。その執行を支援するための事務組織として、教務グループ、学生支援グループ、総務・入試グループを配置し各部長の下、様々なサポートを行っている。さらに本学には管理運営を適切に行うために、各種委員会を設置し大学の活動を行っている。これらの各種委員会にも事務職員がメンバーとして参加し教員組織と一体的な管理運営に努めている。

適切な業務執行ができる体制を整えるために毎朝、事務職員は朝礼を行い連絡事項や業務の指示を説明し情報共有を行っている。

【資料 3 - 5 - 1】

【自己評価】

本学では、大学運営組織と各種委員会、大学事務組織、短大事務組織さらには全体をバックアップする法人組織の連携により、特色ある教育と研究活動が行われるような支援体制の仕組みが整っていると判断する。

3 - 5 - ② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

事務職員は、大学運営において重要な役割を担っている。事務職員の具体的な業務執行は各所属長の指揮命令のもとに行われているが、学園全体の人事・組織管理・予算事務については法人本部事務局長が統括し、各部門それぞれ、法人本部には事務長、大学事務には事務部長、短大事務には事務長を置く体制となっている。

本学における事務組織は「学校法人興誠学園事務組織規程」により法人全体の中で定められており、各組織の事務分掌は部内で定めている。

事務職員の採用、昇任、人事異動は「学校法人興誠学園職員就業規則」「学校法人興誠学園管理職選任規程」等に基づき法人全体として行っており、小規模法人・大学であることから、その専門性を考慮しながらも、部門間の連携と人事異動による人材育成が図られている。

また、各部門の事務が適正かつ円滑に執行できるとともに、法人内での統一的な執行に資するため、月1回程度を目途に、事務長・グループ長会議を行っている。

また、事務職員の適切な配置や業務改善に資するため、毎年法人本部において、各部門の事務職員の勤務意向調査やキャリアに関する意向調査を行うとともに、事務部長等による面談を行い、直接、業務に対する意向や提案を把握している。

【資料3-5-1】 【資料3-5-2】 【資料3-5-3】 【資料3-5-4】 【資料3-5-5】

【自己評価】

事務職員は少数で、短期大学部と兼務の体制とせざるを得ないが、熟練した職員を配置するとともに、それぞれの窓口には所属の業務に精通している職員を配置しているため、大学の管理から、学生への学修、生活、就職などの支援、教員研究支援まで、専門性と組織的一体性に配慮された適切で円滑な運営がなされていると判断している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会

【事実の説明】

事務部門における経営、企画、管理面の専門的能力を開発するため「SDの推進に関する規程」を定め、学内外における研修活動や研修への積極的に派遣、改善提案活動等を行っている。また、外部団体が主催する研修会に事務職員を派遣し、知識の習得、能力の開発に努めている。

【自己評価】

事務職員の能力開発に向けた組織的活動は緒についたところであるが、大学の企画、経営の専門的能力を備えた事務職員の重要性にかんがみ、重点的に取り組んできた。今後、より完成度の高い職員として組織に貢献できるよう、研修の充実など、職員の事務力の向上に努めていく必要がある。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

当面の課題に対応するとともに、将来を見据えた事務組織について日常から検証、点検を行い、臨機に対応していく。また、法人全体、大学を含めた各部門、各部門内の組織、個々の職員までの、各レベルでの事務執行における役割と責任を明確にし、組織力と職員のモチベーションを高めていく。さらに外部研修の成果を職場研修へ生かすなど、職場における研修機会を増やすとともに積極的な人事異動を行い、職員の自己啓発意欲と事務スキルを高めていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3 - 5 - 1】 学校法人興誠学園事務組織規程

【資料 3 - 5 - 2】 学校法人興誠学園職員就業規則

【資料 3 - 5 - 3】 学校法人興誠学園管理職選任規程

【資料 3 - 5 - 4】 事務長・グループ長会議議題

【資料 3 - 5 - 5】 学校法人興誠学園事務職員等勤務意向調書等

3 - 6 財務基盤と収支

《3 - 6の視点》

3 - 6 - ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3 - 6 - ② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3 - 6の自己判定

「基準項目を満たしている。」

(2) 3 - 6の自己判定理由（事実の説明および自己評価）

3 - 6 - ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

現在の中長期計画「興誠未来創造計画」は、前計画の検証とその反省に基づき、経営改善計画に加えて全教職員が目指すべき学園の将来像を示す実行計画として平成 27 年度に策定した。

平成 21 年度から平成 25 年度の 5 ヶ年を期間とする前経営改善計画に基づき、目的達成のための戦略、対策の実行と検証、見直しを繰り返し、各部門において経営改善の努力を続けてきた。また、現在の中長期計画策定期間においても、経営改善の努力を続けてきたが、学園を取り巻く環境は厳しく、学生生徒等の確保については、学園全体としては、人数、定員充足率ともに増員、上昇の傾向にあり、一定の成果をあげているが、単年度収入超過となるまでには至っていない。また、資金の減少は平成 24 年度を底に一定の歯止めがかかり、平成 28 年度決算においては支払資金が 9 億 5,000 万円余を計上するなど、財務状況は一定の改善がなされているとみられる。

なお、平成 26 年度及び平成 27 年度の資金残高の増減は、大学、短大の体育館ほか施設の耐震対策として、特定預金を取り崩し改修、改築に充てたことによるものである。

【資料 3-6-1】

〔学園全体総現員数〕

(単位：人/%)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人 数	1,967	2,022	2,022	2,050	2,010
充足率	80.6	82.9	82.9	84.0	86.6

〔大学入学者数〕

(単位：人/%)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人 数	113	131	96	112	103
充足率	70.6	81.9	60.0	70.0	64.4

〔大学総現員数〕

(単位：人/%)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人 数	433	464	437	438	429
充足率	67.7	72.5	68.3	68.4	67.0

〔法人全体 年度末支払資金残高〕

(単位：千円)

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支払資金残高	609,248	791,452	1,051,277	801,578	951,832
増減(対前年)	△53,452	182,204	259,825	△249,699	150,257

〔自己評価〕

学生生徒等の確保については、学園全体では人数、定員充足率ともに増員、上昇の傾向にはあるものの大学においては依然として厳しい状況が続いており、経営改善計画における目的は十分に達成したとは言えない。

3 - 6 - ② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

〔事実の説明〕

教育研究を適切に、また継続して遂行するためには、財務の安定的な財源となる学生確保が最も重要であり、定員割れから脱却するための戦略的計画の策定が求められている。

平成 19 年度に開設した「子どもコミュニケーション学科」においては、幼稚園教諭免許、保育士資格の取得に加え、平成 23 年度には小学校教員養成課程を、更に平成 25 年度には特別支援学校教職課程を開設するなど、時代が求める教育者、保育者育成に向かい、着実な教育事業を展開している。

一方、定員割れが続いていた「現代コミュニケーション学科」から、平成 21 年度に学科名称を変更した「地域共創学科」は、地域社会に必要とされる、地域のための大学としてカリキュラム等、教育内容の改善を図り学生募集に努めてきたが、更に入学者数が減少し、厳しい状況が続いていた。

現在、中長期計画「興誠未来創造計画」にも盛り込んだ、学園の方針決定の形で「地域共創学科」を見直し、新専攻及びカリキュラムが平成 28 年度からスタートし、AP 事業採択による新たな学修形態を含む様々な授業展開による活性化が進んでいる。

大学の財務基盤の安定、確立のためには学生確保は喫緊の課題である。「地域共創学科」の専攻内容の見直し充実を図り、社会情勢や高校生、その保護者のニーズに応じてきている。

また、地域への大学教育活動の報告や様々な場面でマスメディアへの露出の機会を増やすことで、地域社会への広報を展開している。

更に、第三の収入源とも言われる寄附金の確保等のため、本学園にとって大切な財産である多くの卒業生との絆を再構築すべく、学園の現状を伝える「学園通信」を発行し、同窓会の協力を得ながら全卒業生に配布している。卒業した母校のみならず全学園の現状を伝えることで、学園全体に興味を持ち、サポートしていただく体制づくりに取り組んでいる。

【資料 3-6-1】 【資料 3-6-2】

【自己評価】

安定した財務基盤の確立には、定員割れの現状からの脱却を図らなければならない。新専攻及びカリキュラムの見直しを図っているが入学者の増加は若干名に止まっており、社会や高校生のニーズに応じた教育内容の充実等にさらに努力する必要があると考えている。

また、「学園通信」の配布による直接の寄附金納入は、まだ少額に止まっているが、寄附のみならず、学生生徒募集、就職など様々な形で学園の運営を支援していただくために、継続することが重要と考えている。

(3) 3 - 6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 年度に策定した中長期計画「興誠未来創造計画」は、経営改善計画に加えて本学園の「建学の精神」を具体化するための運営方針及び具体的な事業計画を示している。計画は予算編成や組織体制の見直し等の根拠となる実行計画として位置づけており、特に学生生徒等の確保計画について各部門において検討が進められ、今後の入学者の増加が期待されている。

学生の確保により財務基盤が安定することは、適切な投資による教育環境の改善や、教育内容の質の向上をもたらす、学生にとってより魅力あるキャンパスとなることで、更に学生確保につながっていくことから、悪循環からの転換を目指していく。

また、学生生徒数が連動する学生納付金、補助金の確保を図っていく。寄附金の確保については、これまで対応が遅れていたが、有利な税制適用法人の指定に向け、対策を講じていく。

一方で、安定した財務基盤の確立のため、支出の抑制も併せて進めていく。

将来の大規模な施設整備が迫られている本学園にとって、大学と短大のキャンパスが離れている現状は、運営の大きな負担となっているため、理事会において、大学の

キャンパスに短大を移転するキャンパス再整備（統合）方針を決定し、中長期計画で提示している。

大学の「子どもコミュニケーション学科」と、短大の「幼児教育科」は基本的に両学科とも幼稚園教諭免許と保育士資格が取得できる学科であり、特別教室等の施設も共通である。現在別々のキャンパスで行われている授業を、同じ校舎で行うなど、限りある施設設備の有効活用を図ることで、施設設備に係る経費や、その他の維持管理経費、光熱水費、人件費など支出の抑制が可能となる。更には教学や事務部門における諸業務の効率化が可能となるとともに、学生の諸活動の充実など、学生のキャンパスライフの向上にも資するものと考えている。

また、収支バランスの確保のため、徹底した予算管理と事業の効果検証を行い、経費の見直しによる支出の抑制を図っていくことが不可欠であり、中長期計画の事業区分に則した毎年の事業計画、事業予算の策定の徹底を各部門に求めている。

現在の中長期計画は、「教育」の質の向上と、これを将来にわたって維持、継続するための「経営基盤」の強化を運営方針として掲げており、計画に示された収入確保と支出抑制のための方針、方策に基づき、学園一体となって安定した財務基盤の確立に取り組んでいく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3 - 6 - 1】中・長期計画「興誠未来創造計画」

【資料 3 - 6 - 2】興誠学園通信

3 - 7 会計

《3 - 7 の視点》

3 - 7 - ① 会計処理の適正な実施

3 - 7 - ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3 - 7 の自己判定

「基準項目を満たしている。」

(2) 3 - 7 の自己判定理由（事実の説明および自己評価）

3 - 7 - ① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本学において、会計処理は適切に実施されている。当年度の事業計画及び予算は、学園の将来構想計画や予算編成方針に基づき、各部門で企画検討され、大学教授会を経て3月に常任理事会で審議され、評議員会に諮問の後、理事会で最終決定している。

経理の統括は、学園経理規程により「法人の経理に関する統括は法人本部が行い、経理統括責任者は理事長とする。」と定められており、また各部門に経理責任者を設けて事務処理を行っている。予算執行に当たっては、学園会計システムにより、部門ごとに予算管理ができるようになっている。

日常的な出納業務は、学園経理規程、同細則、調達規程そのほか関係諸規程に基づいて厳正に行うとともに、事務決裁規程により専決事項を定め業務遂行の効率化を図っている。

【資料 3 - 7 - 1】 【資料 3 - 7 - 2】 【資料 3 - 7 - 3】

〔自己評価〕

予算編成方針、経理規程等の関係諸規程に基づき、各部門において適正な予算管理及び会計・経理が行われている。

3 - 7 - ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

〔事実の説明〕

本学園は 3 名の監事を設け、学園の業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行い、公認会計士と連携を図りながら、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与している。

公認会計士による会計監査は年 10 回ほど行われ、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、学内諸規程に基づき執行されているかどうか、会計に関する帳簿、書類等の調査により検証を行っている。

〔自己評価〕

学園の監事及び公認会計士による、適正な監査が実施されているが、これらに加え、内部監査体制の充実が必要と考えている。

(3) 3 - 7 の改善・向上方策（将来計画）

適正な会計処理など、事務の生産性を高めるため、事務決裁規程や経理規程における専決権限の見直しや、物品調達の決済金額の引き上げ等を行い、現場の実情に応じた会計処理と、更なる事務の合理化、スピード化、スリム化を図っていく。また、適正な予算管理のため、事業計画と一体となった事業別予算の作成と、毎年度の事業効果の検証の徹底を図り、各事業の費用対効果の結果を次年度事業計画に反映させることで、適正な事業遂行、予算執行を図っていく。

業務内容の正確性や、業務の成果をチェックするための監査は、これまで通り監事や、公認会計士を中心に引き続き行うが、事務処理における権限委譲により、各部門内での決裁事項が増えていることや、事務の複雑化・多様化等に対応し、監査機能と同時に事務指導の機能を備えた組織体制を本部内に設置していく。

〔エビデンス集 資料編〕

【資料 3 - 7 - 1】 学校法人興誠学園経理規程

【資料 3 - 7 - 2】 学校法人興誠学園調達規程

【資料 3 - 7 - 3】 学校法人興誠学園事務決裁規程

〔基準 3 の自己評価〕

本学及び本学園の管理運営体制は、理事長から学長（所属長）、各学内組織にわた

り、法令、寄附行為に則り適正に整備、運営され、適切に機能が発揮されている。また、管理部門と教学部門の連携の体制も整備され、スムーズな運営がなされている。

今後、法人と大学が、一層緊密な関係を築き、強固な責任と連携の組織体制を構築していくことが、本学の順調な発展を遂げていくために肝要である。

本学の建物は、旧静岡県立大学短期大学部から譲り受け、大学に必要な整備を行い開学したが、耐震性の確保に課題があり、必要な施設整備を順次行ってきた。大規模な施設整備については、大学と短大のキャンパス再整備（統合）を中・長期計画に位置づけ、これに沿って経営改善状況を勘案しながら進めていく。

経営・管理と財務については適切に行われ、改善のための様々な取り組みを行ってきていると評価している。

基準 4. 自己点検・評価

4 - 1 自己点検・評価の適切性

《4 - 1 の視点》

4 - 1 - ① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4 - 1 - ② 自己点検・評価体制の適切性

4 - 1 - ③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4 - 1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4 - 1 の自己判定理由

4 - 1 - ① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

浜松学院大学は、平成 22 年に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。認定の期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 7 年間である。

本学の自己点検・評価体制は、学長を委員長として、学部長、両学科長、図書館長、教務部長、学生部長、就職・インターンシップ部長、入試部長、広報部長、研究部長、地域共創センター長、教職センター長、学習支援センター長、事務部長により構成され、前期と後期に 1 度ずつ、自己点検・評価委員会を開催し、全学的な自己点検評価の調整と意見交換を行っている。

平成 29 年には、大学機関別認証評価が予定されている。自己点検・評価委員会は、この期を捉え、自己評価書の作成を通して、一層学内の自己点検・評価を強化することを目的として活動している。

【自己評価】

自己点検のための体制は整備され、自己点検・評価委員会も確実に行われている。

4 - 1 - ② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学は、教職員全員が自己点検・評価に関わっており、いわば全学体制が構築されている。これは、本学学則、自己点検・評価に関する規定に沿って行っているものである。

自己点検・評価は前期と後期の定期取り組みだけではなく、日常的にも各分掌や委員会が分掌業務に従って、課題の検討や改善が図られている。その結果については、学長に報告され、集約されている。全職員が共有する必要がある事項については、学長より教授会を通して周知される。

現在、年度末に全教員が教育面、指導面について詳細な自己評価を行っている。この書類は学長、学部長が精読し、次年度の大学運営に活かすようにしている。

〔自己評価〕

自己評価については、全学体制で行っている。各分掌の反省や提案については、学長に集約され、必要に応じて教授会で伝えられている。自己点検の体制は適切に機能している。今後はこれをさらに発展させ、大学を活性化させる内容については、共有化を図る必要がある。

4 - 1 - ③ 自己点検・評価の周期等の適切性

〔事実の説明〕

本学がこれまで実施した自己点検・自己評価は次のとおりである。

- ① 第1回 対象年 平成22年4月1日から平成29年3月31日
財団法人日本高等教育評価機構に加盟し、評価を受けた。学内では、これにしたがって自己点検・評価を行った。
- ② 第2回 平成25年 自己点検評価書（中間報告案）
第1回の自己点検報告書に基づき、学内で点検・評価を行った。その内容を集約し、自己点検評価書（中間報告書）を作成し、平成29年度に実施される公益財団法人日本高等教育評価機構の評価・調査に適切な対応をできるよう準備を整えた。

〔自己評価〕

自己点検・評価の周期は、適切に行われていると判断される。

(3) 4 - 1の改善・向上方策（将来計画）

日本高等教育評価機構の評価基準の改定に基づいて、中間報告書を刊行した。今後は、これまでの点検・評価活動が各分掌の部長が中心に行う取り組みから、学長、学部長、学科長、各センター長と事務部長、法人本部管理職、点検評価事務担当者を主たる構成にした委員会を中枢にした活動として取り組んでいる。

4 - 2 自己点検・評価の誠実性

《4 - 2の視点》

- 4 - 2 - ① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4 - 2 - ② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4 - 2 - ③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4 - 2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4 - 2の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

- 4 - 2 - ① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

〔事実の説明〕

平成22年に実施した財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価に

においては、全学的な取り組みを行い、認証評価に対する教職員の意識も高まった。その後は、日常的な点検評価が課題となり、年2回の自己点検・評価委員会に課題が持ち込まれ、毎年の事業報告や事業計画に結びつくように努めてきた。

平成22年の大学機関別認証評価については、大学のホームページ上に公開することはもちろんのこと、大学図書館や関連組織等に配布し、公開に努めてきた。また、事業報告や事業計画については、学園のホームページ上で公開されている。

また、学長、学部長、学科長、図書館長、付属こども園長、事務部長からなる運営会議で、全学的な自己点検・評価の課題は検討、審議されてきた。学園全体のかかわる経営や教学上の問題などは、常任理事会などの場や中学・高校との高大連携協議会など意見交換する場を設けて取り組んでいる。

〔自己評価〕

自己点検・評価の実施にあたっては、大学の状況を示す情報を公開している。また、教職員は数種の委員会に属し、分掌活動を行っている。このような状況や体制になっており、情報の共有はスムーズに行われているので、自己点検・評価は多面的に行われているものと考えている。

4 - 2 - ② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

〔事実の説明〕

授業改善を目的とした学生による授業評価アンケートは、毎年実施している。現状は、調査項目等随時手直しをしている。毎年、前期・後期の2回実施して調査結果を各教員にフィードバックし、個人情報の配慮しながら、ホームページに掲載している。また、授業担当者は、授業評価アンケートの調査結果を分析、考察して、自己評価報告書を提出することになっている。さらに、授業技術の改善のために、前期・後期の2回程度、授業公開を実施して、教員相互の意見交換を行っている。

本学では、クラス担当やゼミナール担当者が、アドバイザーとして、オフィスアワーを設けて、学生の学業上、生活上の悩みや大学への要望等を傾聴し、大学生活の充実のための支援に努めている。学生の要望等で共通の課題や配慮すべき事項については、各学科運営会議や各分掌部で報告し、情報を共有する中で検討を行っている。さらに必要に応じて、大学教育改革委員会（学部運営委員会）においても、検討事項としている。

本学では、教員全員に対して、教育・研究等の業績報告書の提出を義務づけている。これにより、各教員の諸活動を把握し、自己研究費の考課や分掌配置に活用している。さらに、改善を要する事柄については該当教員に個別に結果を伝え、指導の充実がなされるよう改善を求めている。

〔自己評価〕

各分掌部や各委員会等において、調査を行った分析結果を行い、公表し、積極的にその結果が活用されるように働きかけ、教職員の共通認識の醸成に期するとともに現状の把握がより良いものとなり、大学教育の改善につながるよう努めてきた。

4 - 2 - ③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

〔事実の説明〕

7年に1度だけの認証評価に向けた自己点検・評価ではなく、日常的な自己点検・評価体制を整備していくために、自己点検・評価委員会と教授会や各部会や職員の担当者会議などとの関連に努めてきた。自己点検・評価委員会で議論された事項は、運営会議で検討されてきた。また、部会で教員と職員が各部門で検討・審議する課題のなかで、自己点検・評価に必要な事項は、各部長や事務部長を通じて運営会議に持ち込まれ、早急に解決できる問題は対応してきた。課題として長期的に検討することは、専門の委員会を設置するなどして対応している。

〔自己評価〕

各年に、各学科運営協議会、各分掌部、各委員会において、事業計画書及び実施報告書が作成され、配布している。事業計画書及び実施報告書により自己点検・評価結果については、学内共有が図られている。また、本学のホームページにその内容を掲載しているなど、適切に行われていると考えている。

(3) 4 - 2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検によって明らかになった課題を全職員が共有し、改善を図っていく。具体的には、平成29年度に行われる財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の機会を活用し、自己点検評価をまとめるなかで明らかになった課題を、運営委員会で検討する。この内容を関係学科や分掌に伝達し、共通理解を深めながら改善を進める。

授業評価アンケートについては、よりよい授業を作るための評価をさらに深化させるために、平成29年度から、これまでの質問紙によるアンケート調査から、スマートフォンやパソコンを使った新しい方法を取り入れることにする。同時に精度の高い授業評価とするために、設問を精選する。これらにより、授業改善を進めていく。

教員相互による授業参観は、参観時期が校務の多忙と重なった教員もいたために参加率は70%程度であった。教授会や学科会議等で、教務担当教職員から、その重要性を伝え、80%以上の参加を目標としていく。

4 - 3 自己点検・評価の有効性

≪4 - 3の視点≫

4 - 3 - ① 自己点検評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4 - 3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4 - 3の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4 - 3 - ① 自己点検評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

各部の横断的な問題については、共通認識を持って課題検討が行われている。学長に対しては、大学教育改革委員会（学部運営委員会）を通して、課題に対する取り組みの進捗状況が報告される。これにより、学長は大学の状況を俯瞰でき、執行状況の確認や課題の把握ができる。平成 28 年度より、学長と理事長が兼務ではなくなったが理事会と大学がより一層意思疎通をはかるよう努力している。

（3）4 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価組織の見直しを行い、大学と法人本部との連携を強める。毎年度の事業報告や事業計画に自己点検評価基準を配慮した構成としていくことが望ましい。

運営会議などで、早急に解決できる問題は検討を踏まえて対応してきた。課題として大学教育改革委員会と連携を図りながら長期的な課題を検討することが必要である。しかし、その課題を全学的な視点で論議されることが少なかったため、今後は教授会や各委員会での議論や審議との関連性を整備して、自己点検・評価の意味を高めていく。

【基準 4 の自己評価】

自己点検・評価は、各分掌間、各学科等、大学内で共有化され、適切に機能している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 特色のあるカリキュラムの開発

《Aの視点》

独自の実践力向上カリキュラム「DiCoRes プログラム」の開発

- ①4年間の学びを見通したカリキュラムの再編成
- ②アクティブ・ラーニングの拡充と質の向上
- ③教学マネジメント体制の構築

(1) Aの自己判定

「基準項目 A」を満たしている。

(2) Aの自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

本学は、実学による専門実務能力と共生協調の能力との一体化を理念とした大学教育を実施している。これを、特色あるカリキュラムとして構造化し可視化していくために、独自の実践力向上カリキュラム「DiCoRes プログラム」を開発し、4年間を見通したカリキュラムとして再編成した。このプログラムは、平成 25 年度に経済産業省「社会人基礎力を育成する授業 30 選」を受賞し、一定の社会的評価を得た。

現在、「DiCoRes プログラム」は一定の枠組みの中で、学科の特性に応じて学科別に開発され、全学実施されている。さらに、本学学生の学修・生活状況の現状把握から、カリキュラムとして展開する必要性が高いと判断された「長期学外学修プログラム」について、プログラムの新規開発を行い、「DiCoRes プラス」として位置づけた。このプログラムは、文部科学省「大学教育再生加速プログラム（テーマⅣ長期学外学修プログラム）」として採択された（平成 27 年度）。平成 28 年度より、本学の特色あるカリキュラムとして、すでに全学実施されている「DiCoRes プログラム」に加え、約 1 ヶ月間にわたってフィールドスタディに取り組む「DiCoRes プラス」を実施した。

【資料 A - 1】 【資料 A - 2】 【資料 A - 3】 【資料 A - 4】

【経緯】

（平成 23 年度）

子どもコミュニケーション学科にて、実践力向上カリキュラム「DiCoRes プログラム」を開発実施。

（平成 25 年度）

- ① 私立大学等改革総合支援事業「タイプ 1 建学の精神を生かした大学教育の質の向上（大学教育質転換型）」採択

- ② 経済産業省「社会人基礎力を育成する授業 30 選」に選出、受賞

（平成 26 年度）

- ① 文部科学省「大学教育再生加速プログラム」申請、不採択

② 大学教育改革委員会の新規設置（委員長：学長）、大学企画調整室の新規設置

（平成 27 年度）

文部科学省「大学教育再生加速プログラム（大学 AP、テーマⅣ長期学外学修プログラム）」採択

（平成 28 年度）

長期学外学修プログラム「DiCoRes プラス」新規実施

（基礎プログラム：フィリピン・ダバオ市／北遠、発展プログラム：自主企画）

【基準 A の自己評価】

特色あるカリキュラムの開発は、全学的なカリキュラムの見直しをもとに、本学の使命・目的にもとづいて強力に進められた本学の大学教育改革の一つである。全学的なカリキュラムの見直しを通じて、学部名である「コミュニケーション」を、

「Dialogue and Collaboration with Responsibility（責任ある対話と協同）」と独自に定義し、その頭文字から「DiCoRes」を造語して、すべてのカリキュラムに通底する編成原理に据えた。この共通理念を据えることで、4 年間を見通したカリキュラム編成を行い、各学科の専門性を超えて、学部としての一体感を生み出すことができた。

また、「DiCoRes プログラム」の開発過程や、経済産業省事業受賞及び文部科学省事業採択などの社会的評価を通じて、教員間でも大学での教育方法に関する認識や議論が活性化し、先進的な取り組みを行う他大学の事例研修や、他教員相互の授業参観にもとづく意見交換を行う FD の強化が図られた。

さらに、カリキュラム開発や国の補助事業への申請などにあたっては、学長の強いリーダーシップに基づいた全学的な教学マネジメント体制が不可欠であり、その核となる組織として大学教育改革委員会（委員長：学長）を設置した。また、教学マネジメント体制の構築にあたって、教職協働の観点から、総務・入試グループ、教務グループ、学生支援グループを統括する大学企画調整室が設置され、大学教育改革委員会の事務局を担当する体制を整えた。

これらの組織が中心となり、高大接続改革を踏まえた改革構想の策定や、長期学外学修プログラム「DiCoRes プラス」を円滑に実施するための学外組織・団体との連携協定の締結など、特色あるカリキュラム開発を一体的に推し進めることができた。

以上より、「基準 A を満たしている」と評価する。

【資料 A - 5】 【資料 A - 6】 【資料 A - 7】 【資料 A - 8】 【資料 A - 9】 【資料 A - 10】

(3) 基準 A の改善・向上方策（将来計画）

実践を多く取り入れた本学のカリキュラムにとって、最大の課題は学修成果の可視化（評価方法を含む）である。この課題の改善方策として、「DiCoRes プラス」における学修成果の可視化に先行して取り組み、その成果を全学対象の「DiCoRes プログラム」へと適用する計画である。

「DiCoRes プラス」における学修成果の可視化に向けて、大学教育再生加速プログ

ラムの中間評価年度（平成 29 年度）、および、最終評価年度（平成 31 年度）を目安に、現在、評価指標の開発に取り組んでいる。具体的な方法としては、第一に、大学教育再生加速プログラム既採択校（テーマⅡ・学修成果の可視化）の成果に学び、本学の評価指標の開発に積極的に活用する。平成 27 年度には、富山短期大学の報告聴講（平成 27 年 10 月 29 日）、北九州市立大学のシンポジウム参加（平成 28 年 1 月 23 日）により、学修成果の可視化に向けた具体的な方法や課題について、採択校間での情報収集・交流を進めているところである。

第二に、小規模大学の強みを生かし、「DiCoRes プラス」参加学生、担当教職員、受け入れ先関係者などの評価や意見を丁寧に収集することで、実践型プログラムでの学修成果について本学独自に言語化する。平成 28 年度には、初めて実施された「DiCoRes プラス」に対して、担当した教職員による評価・反省会の記録、参加学生自身のふり返り（レポート等）での表現、受け入れ先関係者へのヒアリング、事業報告書の刊行など、学修成果に関する言語化を含んだ資料を多数作成してきた。これらの分析検討を重ねることで、本学独自のカリキュラムである「DiCoRes プラス」および「DiCoRes プログラム」に整合した評価指標を作成する計画である。

また、平成 28 年度より、地域共創学科への入学予定者（高校 3 年生）を対象に、本学の学修方法を理解し慣れるための入学前講座「アクティブ・ラーニング入門」を実施している。本講座を修了した学生は、入学後に申請することで卒業に必要な履修単位（1 単位）として認定されるもので、高校での学びと大学での学びを連続的なものにする点で重要な学修機会になっている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 A - 1】 DiCoRes プログラム全体像

【資料 A - 2】 社会人基礎力を育成する授業 30 選表彰状

【資料 A - 3】 DiCoRes プラス概要

【資料 A - 4】 AP テーマⅣ採択校一覧

【資料 A - 5】 大学教育再生加速プログラム（テーマⅣ）平成 28 年度事業報告書

【資料 A - 6】 浜松学院大学大学教育改革委員会規程

【資料 A - 7】 浜松学院大学大学企画調整室規程

【資料 A - 8】 「高大接続改革推進事業」計画

【資料 A - 9】 浜松市天竜区勝坂地域と浜松学院大学との連携に関する協定書

【資料 A - 10】 フィリピン共和国ダバオ市教育局との合意書

基準B 国際化の推進

《B の視点》

国際化推進のための全学的な取り組み

(1) Bの自己判定

「基準項目 B を満たしている。」

(2) Bの自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

【事実の説明】

毎年一定数の外国人学生が在籍（平成 29 年度は 7 名）しているため、その支援体制は整備されており、入学に関しては総務・入試グループが入試・学費の相談に応じ、在学中は教務グループ・学生支援グループを中心に在籍管理・履修・奨学金に関して十分な説明を行い、また、就職に関しても留学生ごとに個別の相談・助言ができる体制が整っている。

平成 28 年度からは、グローバル・コミュニケーション専攻の履修課程が設けられたことに伴い、国際化推進委員会を立ち上げ、平成 29 年度からは、国際化推進の基盤として国際化推進センターを設立し、国際化に関して専門的な知識・経験を有する教員だけでなく、学長、学部長、学科長を含む構成員により、全学的な国際化への取り組みを本格化している。

国際化推進センターの傘下には、多言語カフェ運営委員会、TOEIC 対策委員会を擁し、多文化と言語の両面において、大学の国際化を進めている。

学生たちが気軽に立ち寄りやすいようにと配慮して、学生食堂の隣に多言語カフェが設けられてからすでに 4 年を迎えた。授業とは異なり、気楽な雰囲気の中で外国語に接し、慣れることを目的に設置された、異文化空間である。毎週昼休みに、月曜から金曜までの昼休み、木曜日にはポルトガル語とブラジル文化を、それ以外の曜日には英語と英語圏文化を、学生同士、あるいは英語、ポルトガル語の教員（それぞれを母語話者とする教員も含む）を交えて、日常会話を楽しんだり、それぞれの言語によるボードゲームや会話を交えたりしながら行っている。この気楽な空気は、誤りを恐れずに外国語で意思疎通を図ろうとする積極的な姿勢を育んで、言語運用能力の向上だけでなく、多文化社会に馴染んでいく手助けとなって、授業での学習意欲の向上を促している。

多言語カフェは、AP 事業のフィリピン共和国ダバオ市における長期学外学修とも連携している。事前学習の場の一つとして、カフェは英語に慣れるための機会を提供するとともに、帰国後に現地での体験を英語で分かち合う場としても機能してきた。

このカフェの位置づけが物語るように、国際化推進センターは AP 事業を支援する役割も果たしている。平成 28 年の 8 月に長期学外研修に参加した学生および、3 月の発展学習に参加した学生の一人が、平成 29 年の 5 月末にダバオ市から来浜した際の歓迎会も、国際化推進センターが後援する形で開催された。

国際化推進の目的のため、グローバル・コミュニケーション専攻の学生たちには年度内に 2 回の TOEIC 試験を受けることが義務づけられているが、その専攻以外の学生た

ちも誰でも受験できる。平成 28 年度には、1 年次後期から開講の TOEIC 対策学習の「資格英語 I」に合わせて、開講直前の 9 月末に本学を会場とする第一回の TOEIC 試験が実施され、事情があって参加できなかった一人の学生を除くグローバル・コミュニケーション専攻の学生全員と、他にも希望する学生が数名受験した。また、「資格英語 I」の学習が終了した直後の 2 月の初めには、英語運用能力の向上を確認すべく、第 2 回学内試験が実施され、グローバル・コミュニケーション専攻の学生が参加したのみならず、希望する学生が数名併せて受験し、ほとんどの学生が前回受験時を上回る得点を獲得し、英語学習が順調に進んでいることを証明した。

国際化の推進は全学的な取り組みであり、平成 29 年度には、この地域に暮らす外国人と、本学学生たちとの交流を促す予定であり、センターにおいて、現在、その具体案を思案中である。

多文化共生社会についての文化的な学習、外国語の学習といった本学のカリキュラム、AP 事業、さらには浜松インターナショナルスクールとも連携し、多方面に亘る国際化に関わる授業・事業の基盤となり、総括する役割をセンターが果たしながら、部署横断的に本学の全学的な国際化を進めていく。

【資料 B - 1】 【資料 B - 2】

【基準 B の自己評価】

本学の留学生の割合は決して多くはない。それゆえ、学習面、生活面の両面に亘り、きめ細やかな支援が実施できている。平成 26 年度、27 年度には、卒業研究の実施および卒業論文の執筆において、日本語の運用に多少の困難を伴う留学生がいたが、所属ゼミナールの枠を越えて、研究テーマに関わる複数の教員が、その専門分野における調査方法、分析の仕方を、日本語と英語の両言語を用いて説明し、調査、研究、分析を円滑に進めることができるように助言し、当該学生は他の日本人学生と同様に、平成 28 年の 1 月初めの締め切りまでに、英語で卒業論文を書き終え、1 月中旬には日本語で口頭試問に臨み、2 月初頭には日本語で口頭発表することができた。この一例が示すように、言語の枠を越えた、また、ゼミナールの所属を越えた、指導が本学ではできている。留学生にとって、多分野の専門家による、2 言語での個別の指導を受けられる体制が本学では整備されている。

多言語カフェに関しては、平成 26 年 12 月に実施された「社会人基礎力養成グランプリ 2015 関東地区予選大会」に於いて、「地域多言語カフェの運営と地域に発信する多文化芸術祭の開催」で準優秀賞の成績を収め、その活動の意味が公的にも認められた。

本学の国際化の根底には、地域共創学科の根幹となる地域に根差した国際化という発想が学科の枠を越えて全学的に浸透しており、その実例が、浜松インターナショナルスクールである。これは、浜松市内に住む外国人の初等教育を、英語を用いて支援する場であり、毎週土曜日の午前に、数学、芸術の授業を英語で行っている。ここで特筆すべきは、この活動の企画・立案・運営に携わっているのが、本学の学生たちであるという事実である。子どもコミュニケーション学科で学ぶ、幼児、児童への教育と、地域共創学科で学ぶ地域政策、グローバル・コミュニケーションの発想を、学生たちが教育現場に実際にに関わりながら、地域社会の中で実践しているのである。また、その教育内容

だけでなく、人材提供と施設の貸与の面でも、学生たちのそうした教育実践を支えているという事実も、本学の国際化への取り組みがいかに真摯なもので、実践的で、全学的であるかということを示すものである。

(3) 基準Bの改善・向上方策（将来計画）

本学が全学的に国際化推進に取り組むというとき、そこには地域共創学科の地域社会に根差すという発想と、子どもコミュニケーション学科の教育者を育てるという発想がある。それゆえ、こうした発想を基盤として、本学独自の国際化を推進していく。

そうした発想に基づき本学では、TOEIC 対策等の英語関連科目においても、単に言語運用能力の向上を目指すだけではなく、国際的な視野をもって地域社会にどのように貢献していくべきか、国際的な視点をどんな形で教育に反映していくかということをも学生たちが考え、実践していくときに、必要な言語運用能力を育成できるような授業を展開していく。そのためにも、言語学習と文化学習等、科目の枠を越えた、連携学習、および、アクティブ・ラーニングを本学では実践していく。その一つが地域共創学科において平成 30 年度から開始する必修科目の「長期企業内留学」であり、グローバル・コミュニケーション専攻の学生を中心とし、海外進出を果たしている企業で「企業内留学」を実施する。

また、地域社会、教育との関わりで考えても、国際化の推進に関して、留学生の受け入れ体制をよりいっそう充実させることが必要不可欠であることは間違いない。それゆえ、留学生への扉をさらに大きく開くという意図で、外国人の受験において、英語での解答を一部許可することを平成 29 年度の試験から実施していく。入学後の留学生の学習においては、日本語で受講、日本語で解答することが原則になると思われるが、インターナショナルスクールで培った、学生による自主的な支援が留学生に対しても実施されるように促すことで、本学における留学生の学習が円滑に進むように、学生たちとともに体制を整えていく。

【エビデンス集 資料編】

【資料 B - 1】 浜松学院大学国際戦略プラン

【資料 B - 2】 浜松学院大学国際化推進センター規程

基準C 地域連携

＜Cの視点＞

特色ある地域連携活動

- ①教育を通じた、地域連携・地域貢献活動
- ②地域共創センターの教学マネジメントへの関与

(1) Cの自己判定

基準項目Cを満たしている。

(2) Cの自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

C - ① 教育を通じた、地域連携・地域貢献活動

【事実の説明】

地域共創センターは、その役割・機能について内外の認識・評価を高め、本学が組織的に地域に貢献できる体制を促進することをその目的としている。これまで、高い能力を持った人材を地域に送り出すとともに、生涯学習環境の整備や、様々な地域課題の解決に向けて大学の知的資源を活用した地域貢献を実現してきた。特に、地元自治体である浜松市との関係は重視をしており、地域連携・地域貢献活動を実施してきた。中でも、特徴的な取り組みを示したい。

平成23年4月1日に「浜松市と大学との連携事業」に関する協定を締結し、以来、「浜松市と大学との連携事業」を実施している。当事業は、浜松市生涯学習推進大綱に示された「学習成果を適切に生かすことのできる仕組みづくり」の取組として、協働センター等生涯学習施設で行われている講座開催を大学生が提供することにより、市民と大学生が互いに自己の学びを深めるとともに、浜松市と大学が連携・協力して生涯学習の取組を一層推進することを目指した事業である。講座は、大学の授業の一環としてカリキュラムに取り入れられる、全国でも先進的な取組である。平成28年度で6年目になるこの事業は、これまでに36講座3,334名の受講があった。地域共創センターが、地域と大学・学生の学びを繋げ、地域の人材育成に貢献をしている取り組みである。

平成25年6月24日には、「浜松市と大学との『ユニバーサルデザイン紙芝居上演事業』に関する協定」を締結した。地域共創センターと市が協働で、市内の放課後児童会の子どもたちにユニバーサルデザインへの理解を深めてもらうため、紙芝居を通じて「心のユニバーサルデザイン」を涵養することを目的とした事業である。平成25年度からの3年間で91児童会へ訪問し、2,815名の子どもたちに向けて上演を行った。当事業は地域共創センターの地域貢献事業であり、かつ学生にとっても教育実習とは違う現場の雰囲気を感じながら実演のできる、貴重な学びの場となっている。

これらの地域連携・地域貢献活動の実績をもとに、平成27年1月8日、本学は浜松市に呼びかけをして、「浜松市と浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部との相互協力及び連携に関する協定」を締結した。協定は浜松学院大学の強みである、時代と地域が求める人材の創出に関する事、子育て支援に関する事、多文化共生に関する事などを柱としており、大学の地域連携窓口である地域共創センターが、大学と自

治体とを結び付けて協定締結に至った成果である。

【資料C - ① - 1】 【資料C - ① - 2】 【資料C - ① - 3】

C - ② 地域共創センターの教学マネジメントへの関与

平成27年度に文部科学省に採択をされた「大学教育再生加速プログラム」では、学内実施体制において、地域連携窓口の役割を果たしている。長期学外学修プログラム「北遠フィールドスタディ」では、浜松市の中山間地域振興と多文化共生に焦点をあてた事業に取り組んでおり、浜松市からは職員を講師として招き中山間地域政策の説明をしていただいたり、土地・建物の無償貸し付けを受けたりするなど、大学の事業を支えることに繋がった。

平成27年10月14日には、産学連携・地域活性化・地域産業支援を目的として浜松商工会議所と「浜松学院大学と浜松商工会議所との相互協力及び連携に関する協定」締結をした。同年から始めた「長期企業内留学」の留学企業先の斡旋の協力をいただき、3名が約1ヶ月の長期企業内留学に臨んだ。

【資料C - ② - 1】 【資料C - ② - 2】

[基準Cの自己評価]

浜松学院大学は教育理念として、「責任ある自己実現と社会貢献の人づくり」を掲げ、地域に信頼される教育を築いている。この教育理念を実現し、地域と大学とを繋ぐ窓口が「地域共創センター」であり、2009年の開設以来、地域連携の機能を果たしてきたと自己評価する。主たる成果は、地域共創センターの活動実績に基づき、平成27年に浜松市・浜松商工会議所との包括連携協定を締結でき、大学教育に繋げることができたことである。地域共創センターの活動を通じて、自治体や教育委員会との連携が深まり、学生達の学びのフィールドが広がり、本学の教育に果たした成果は大きいと自己評価する。

(3) Cの改善・向上方策（将来計画）

浜松学院大学では地域社会と連携して、一人一人の学生が能動的な学びを継続して行い、深い学びを積み上げることが可能となっている。地域共創センターでは、これを支える「地域の輪」を更に広げるべく、近隣自治体との連携や積極的に取り組んでいく。また、地域共創学科と連携をした産学官連携を実施していく。そして本事業等を通して、学生たちは主体的に「地域を知り、地域課題を理解し、今後地域に貢献できる人材となる」プログラムに参加し、学修を深めていく。

[エビデンス集（資料編）]

【資料C - ① - 1】 平成27年度浜松市と大学との連携事業講座概要と実績

【資料C - ① - 2】 「ユニバーサルデザイン紙芝居上演事業」について（協力依頼）

【資料C - ① - 3】 浜松市と浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部との相互協力及び連携に関する協定書

【資料C - ② - 1】 浜松市との土地・建物無償貸付契約書

【資料 C - ② - 2】 浜松学院大学と浜松商工会議所との相互協力及び連携に関する
協定書

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在学学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館を除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	

【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの） （過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名および該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人興誠学園寄附行為、同施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	2018 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	浜松学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2017 入試要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ・キャンパスマップなど	
	2018 大学案内（F－2）	
【資料 F-9】	法人および大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人興誠学園規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（学部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）が分かる資料	
	学校法人興誠学園役員・評議員名簿 平成 28 年度理事会等の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	監査報告書・計算書類（平成 24 年度～29 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	平成 29 年度学生便覧「学生生活のガイド」（F－5）、シラバス	

基準 1：使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 29 年度学生便覧（F－5）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	2018 大学案内（F－2）	
【資料 1-2-2】	2017 年度教育研究計画及び 2016 年度自己評価報告書	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	2018 大学案内（F－2）	

基準 2：学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2018 大学案内（F－2）	
【資料 2-1-2】	2017 入試要項（F－4）	
【資料 2-1-3】	入試問題出題者一覧表	
【資料 2-1-4】	入試職員一覧表	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 29 年度学生便覧（F－5）	
【資料 2-2-2】	平成 29 年度講義要項（シラバス）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 29 年度運営組織および校務分掌	
【資料 2-3-2】	平成 29 年度前期オフィスアワー表	
【資料 2-3-3】	平成 29 年度学生便覧（F－5）	
【資料 2-3-4】	授業評価通知、授業評価用紙、授業評価結果、授業自己点検・評価報告書	
【資料 2-3-5】	卒業生満足度調査用紙、卒業生満足度調査結果	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 29 年度 学生便覧（F－5）	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	インターンシップの受け入れ先・履修状況	
【資料 2-5-2】	キャリア支援科目の開催状況	
【資料 2-5-3】	各種の講座の開催状況	
【資料 2-5-4】	合同企業セミナーの参加状況・学生の状況	
【資料 2-5-5】	求人数に関する情報	

【資料 2-5-6】	G Pプログラムの全体像	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	大学教育改革委員会規程	
【資料 2-6-2】	F D ・ S D 委員会議事録	
【資料 2-6-3】	授業評価通知、授業評価用紙、授業評価結果、授業自己点検・評価報告書（資料 2-3-1-④）	
【資料 2-6-4】	授業参観通知	
【資料 2-6-5】	卒業生満足度調査用紙、卒業生満足度調査結果（資料 2-3-1-⑤）	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生部担当教職員一覧	
【資料 2-7-2】	日本学生支援機構奨学金貸与者	
【資料 2-7-3】	本学一般奨学金および特別奨学金貸与者	
【資料 2-7-3-①】	奨学金希望調査票	
【資料 2-7-3-②】	奨学生願書	
【資料 2-7-3-③】	奨学生採用決定について（通知）	
【資料 2-7-3-④】	奨学生採用決定通知	
【資料 2-7-3-⑤】	奨学金口座振替申込書	
【資料 2-7-3-⑥】	奨学金借用証書	
【資料 2-7-3-⑦】	奨学金借用証書	
【資料 2-7-3-⑧】	奨学金振込口座届	
【資料 2-7-3-⑨】	奨学金振込口座資料	
【資料 2-7-3-⑩】	返還誓約書	
【資料 2-7-3-⑪】	誓約書	
【資料 2-7-3-⑫】	奨学金返済明細書	
【資料 2-7-3-⑬】	返還誓約書	
【資料 2-7-3-⑭】	奨学金返済明細書	
【資料 2-7-3-⑮】	奨学金返還説明会配布資料	
【資料 2-7-3-⑯】	奨学金返還説明会配布資料	
【資料 2-7-3-⑰】	奨学金返還猶予願	
【資料 2-7-3-⑱】	奨学金返還猶予願	
【資料 2-7-4】	クラブ・サークル一覧表	
【資料 2-7-5-①】	学友会メンバー	
【資料 2-7-5-②】	学友会メンバー	
【資料 2-7-6】	ハラスメント委員会教職員一覧	
【資料 2-7-7】	ハラスメント相談委員教職員一覧	
【資料 2-7-8】	学生相談詳細	
【資料 2-7-9】	学生相談委員会教職員一覧	

【資料 2-7-10-①】	新入生歓迎会広報用チラシ	
【資料 2-7-10-②】	サマーフェスティバル広報用チラシ	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	興誠学園キャンパス配置図	
【資料 2-9-2】	布橋キャンパス校舎平面図	

基準 3：経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	中・長期計画「興誠未来創造計画」	
【資料 3-1-2】	学校法人興誠学園経理規程	
【資料 3-1-3】	学校法人興誠学園調達規程	
【資料 3-1-4】	学校法人興誠学園資産運用規程	
【資料 3-1-5】	学校法人興誠学園職員就業規則	
【資料 3-1-6】	学校法人興誠学園防災管理計画	
【資料 3-1-7】	浜松学院大学危機管理計画	
【資料 3-1-8】	消防計画・地震防災応急対策計画	
【資料 3-1-9】	浜松学院大学ハラスメント防止対策規程	
【資料 3-1-10】	浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 3-1-11】	学校法人興誠学園財務情報公開規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人興誠学園寄附行為（F-1）	
【資料 3-2-2】	理事会等の開催状況	
【資料 3-2-3】	学校法人興誠学園役員選任規則	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人興誠学園監事監査規程	
【資料 3-4-2】	職員提案制度実施要領	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人興誠学園事務組織規程	
【資料 3-5-2】	学校法人興誠学園職員就業規則（資料 3-1-5）	
【資料 3-5-3】	学校法人興誠学園管理職選任規程	
【資料 3-5-4】	事務長・グループ長会議議題	
【資料 3-5-5】	学校法人興誠学園事務職員等勤務意向調書等	

3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	中・長期計画「興誠未来創造計画」（資料 3-1-1）	
【資料 3-6-2】	興誠学園通信	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人興誠学園経理規程（資料 3-1-2）	
【資料 3-7-2】	学校法人興誠学園調達規程（資料 3-1-3）	
【資料 3-7-3】	学校法人興誠学園事務決裁規程	

基準 4：自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
4-3. 自己点検・評価の有効性		

基準 A：特色のあるカリキュラム開発

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
A-1. 独自の実践力向上カリキュラム「DiCoRes プログラム」の開発		
【資料 A-1】	DiCoRes プログラム全体像	
【資料 A-2】	社会人基礎力を育成する授業 30 選表彰状	
【資料 A-3】	DiCoRes プラス概要	
【資料 A-4】	AP テーマⅣ採択校一覧	
【資料 A-5】	大学教育再生加速プログラム(テーマⅣ) 平成 28 年度事業報告書	
【資料 A-6】	浜松学院大学大学教育改革委員会規程	
【資料 A-7】	浜松学院大学大学企画調整室規程	
【資料 A-8】	「高大接続改革推進事業」計画	
【資料 A-9】	浜松市天竜区勝坂地域と浜松学院大学との連携に関する協定書	
【資料 A-10】	フィリピン共和国ダバオ市教育局との合意書	

基準 B : 国際化の推進

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
B-1. 国際化推進のための全学的な取り組み		
【資料 B-1】	浜松学院大学国際化推進ビジョン	
【資料 B-2】	浜松学院大学国際化推進センター規程	

基準 C : 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
C-1. 特色ある地域連携活動		
【資料 C-①-1】	平成 27 年度浜松市と大学との連携事業講座概要と実績	
【資料 C-①-2】	「ユニバーサルデザイン紙芝居上演事業」について（協力依頼）	
【資料 C-①-3】	浜松市と浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部との相互協力及び連携に関する協定書	
【資料 C-②-1】	浜松市との土地・建物無償貸付契約書	
【資料 C-②-2】	浜松学院大学と浜松商工会議所との相互協力及び連携に関する協定書	